

第百十六回国
参議院文教委員会會議録第三号

平成元年十二月十二日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動
十二月十二日

辞任

池田 治君

補欠選任

笹野 貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳川 覺治君

木宮 和彦君

田沢 智治君

粕谷 照美君

山本 正和君

委員

井上 裕君

石井 道子君

大浜 方榮君

狩野 明男君

世耕 政隆君

会田 長栄君

小林 正君

西岡 瑠璃子君

森 暢子君

塩出 啓典君

高木 健太郎君

高崎 裕子君

池田 治君

国務大臣

文部大臣

石橋 一弥君

政府委員

文部大臣官房総務審議官

文部省初等中等教育局長

佐藤 次郎君

菱村 幸彦君

文部省教育助成局長 倉地 克次君

文部省高等教育局長 坂元 弘直君

文部省高等教育局長 野崎 弘君

局私学部長 野崎 弘君

事務局側

常任委員会専門員 菊池 守君

参考人

東京大学教養学部教授 木村尚三郎君

横浜国立大学教育学部教授 市川 博君

武庫川女子大学文学部教授 梶原 康史君

文学部教授 梶原 康史君

福島大学教育学部助教授 白井 嘉一君

本日の會議に付した案件

○教育職員免許法の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

○私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年及び昭和六十三年における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

○委員長(柳川覺治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る七日、小西博行君が委員を辞任され、その補欠として勝木健司君が選任されました。

○委員長(柳川覺治君) 教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、東京大学教養学部教授木村尚三郎君、横浜国立大学教育学部教授市川博君、武庫川女子大学文学部教授梶原康史君、福島大学教育学部助教授白井嘉一君の四名の方々に御出席をいただいております。
この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。当委員会では、教育職員免許法の一部を改正する法律案の審査を進めているところでございますが、本日は、本案に対し皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

つきましては、議事の進め方でございますが、まずお手元の名簿の順序でお一人十五分程度御意見を述べいただきます。全部の参考人から御意見を伺った後、各委員の質疑にお答えいただきますように存じます。

それでは、まず木村参考人より御願ひ申し上げます。木村参考人。

○参考人(木村尚三郎君) ただいま御紹介いただきました東京大学教養学部教授の木村尚三郎でございます。西洋史が私の専門でございます。

このたびの高等学校の教員免許状に係る教科につきましては、私は歴史及び公民に改めるという案につきまして、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

教育課程審議会のメンバーにもさせていただきまして、この問題につきましては終始、賛成の意見を述べさせていただきましたが、その趣旨は、現代という時代が大きな歴史の転換期に差し加かっているということでございます。

大思想が今どこにもないという状況でございます。そういう中におきまして、過去の人のさまざまな生きる知恵を掘り起こす、そういった意味で、今、掘り起こしの時代が来ているということが全世界的に言えるように思うわけでございます。

ヨーロッパにおきましても日本におきましても、そのような意味におきまして、現在、歴史に対する関心が非常に大きくなっている状況でございます。

かつてヨーロッパにおきまして、十四世紀、十五世紀にイタリアルネサンスというものがございました。これもまた、その時代におきまして開墾運動がストップし、人々に食物が渡らなくなり、栄養失調に陥り、ペストがはやる、こういった状況の中で、昔のギリシャ、ローマの人たちの知恵を掘り起こす、そしてその時代に生かす、それがイタリアルネサンスというものであったと思えます。ルネサンスはまさに掘り起こしという意味でございます。

そういった意味では、今また再び全世界的に掘り起こしが必要で時代に来ているのではないかと。つまりセカンドルネサンスのときが来ているというふうな言っていると思えます。どの国も、今、自力だけで未来に向けて自分の主義、主張を実現していくという状態ではないはずでありまして、調和と連帯、対話と協調というものを一方で求められ、そして、それぞれの地域の知恵も必要であり、また過去の知恵も必要であるという意味で、現在セカンドルネサンスの時代、第二の掘り起こしの時代が来ているというふうな言っていると思っております。

つまり、生きる上での常識の問い直しといったものが、あるいは生きる知恵の掘り起こしというものが、今、大事でありまして、先ほど申しましたように、大思想がないだけに過去の知恵を掘り起こす

すということが、今、切実に求められていると思
うわけであります。

ところで、現行の高等学校の社会科の教科書、
世界史の教科書を見ますと、まさに社会科とい
う枠が一つはめられているせいもあると思いま
すが、全体に社会経済についての記述は非常に詳
しいわけですが、肝心の今申しました生きる知恵を
掘り起こすための文化あるいは宗教、思想、こ
ういった面での記述が極めて乏しい。あるいは技術
の歴史を掘り起こすという意味での技術史の記述
も乏しいと思うわけであります。

今、人間の学としての歴史学はまさに諸学の基
礎でありまして、もちろん文科系、例えば人文諸
科学にとりましては歴史の掘り起こしが大事であ
ると同時に、社会科学におきましては概念とか概
念操作の方法についてやはり過去からの問い直し
が大事でございまして。自然科学におきましては、
御承知のように、例えば都市工学というものは、
かつての日本の町屋の研究などを通して、狭
い場所にとのようにして自然の太陽を取り入れる
かということ、今、研究しているわけございま
して、どの分野におきまして、今もう一度歴
史を問い直す、そして新しい常識をつくっていく
ということが必要ではなからうかと思うわけであ
ります。

その意味では、やはり社会科の中に歴史研究と
か歴史教育というものを枠の中に置いておくとい
うことは、今、必ずしも適当ではない、むしろそ
ういったものから外して、歴史、そして歴史と深く
関係のあります地理、これを独立の教科とすること
が必要であるまいかということが言えるだろう
と思うわけございまして。このことが、現在大き
な転換期の中におきます学問と教育の点で、歴史、
地理というものを新しく社会科の枠からは外して
そして独立の教科にする、あるいは地理歴史、公
民と社会科を改めるといふことの必要の第一だ
ろうと思うわけございまして。

第二は、現在、転換期と申しましたが、これは日
本だけではないわけでありまして、世界じゅうが

今そういう状況にございます。ことしはフランス
革命二百周年祭でございましたが、フランス革命が
起こりました二百年前なるものは、カトリックの
普遍主義の中から国民国家をつくり出すというこ
とが当時の人々の大目標でありました。それこそ
がフランス革命の意味だったと思うわけございま
す。今はそれは全く逆転したしまして、国民国
家をヨーロッパの場合には大陸の中に生かす、つ
まり大陸的な複合国家の中に自分たちの国家のあ
りようを生かしていく、そして繁栄を図っていく
というのが現代でありまして、その精神のあらわ
れが一九九二年のECの市場統合ということでご
ざいます。

アメリカはもともと複合国家でございまして、
ことし一月から米加自由貿易協定によりましてカ
ナダとの一体化が図られ出したわけございま
す。どこでも先進諸国は大陸型の複合国家の中で
自国を生かざるを得ない。それは先ほど申しま
したように、大きな意味で技術文明が成熟し、一
国だけで未来を実現するというのが、今、不可
能になってきたからでございまして。

日本ももちろん、これから後、国際社会の中に
世界の中に生きていくために、たくさんの友達国
をふやし、そしてまた相互の依存関係のあり方に
ついて真剣に考えねばならないというふうに思
うわけでありまして。いかにして日本の外交能力を高
めていくかということが、多分これからの日本に
とりまして一番大きな課題の一つであらうとい
うふうに思います。

そのために、ほかの国の生き方の特性とい
うものを、我々は今、知らなければいけないわけ
ございまして。中国の人たちはどのような生き方と
いうもの、中国の歴史を通して培ってきたか、
あるいはイスラムの人たちがどのような考え方と
いうものを過去の歴史を通して培ってきたかとい
うことを、今、知らないわけにはいかないわ
けでございまして。

もちろん、一般社会といえますか政治とか経済
を通してアメリカとかヨーロッパについて

のさまざまな生き方というものは十分に理解でき
ると私も思うわけございまして。つまり、そこで
の自由の概念であるとか、議会制民主主義のあり
方であるとかはもちろん政治経済を通して理解で
きるわけでございますが、こういった先進諸国以
外の国々、今申しました中東は一体何を考えてい
るのか、あるいは中国は一体どういうメンタリ
ティーを持っているのか、ラテンアメリカはどう
かという問題になりますと、現在の政治・経済を
履修するだけでは、実際、十分ではないものがあ
るように思うわけございまして。

こういったものを、今、考える場といたし
ましては世界史しかないわけでありまして、世界
史で初めてその国々あるいはその文化圏におきま
すところのさまざまな思想であるとか宗教である
とか、あるいは生活態度であるとか、こういった
ものを履修できるわけございまして。

これまで私どもは、世界の一員として日本人が
どのような公民的意識を持つべきであるかとい
うことについてさまざまな教育し、また議論をして
きたわけございまして。しかしこれからは、今ま
で私たちが未知といえますか余りよく知ることの
なかつたさまざまな国々の一つ一つにつきまし
て、それぞれその生き方を考えた上で、これ
からのおつき合いの仕方、相互依存関係、相互扶
助の関係というものを新たににつくっていくかな
ければならない。先ほど申しましたように、そうい
った国家間の新しい形での調和と連帯の時代が、今
始まりつつあるわけございまして。

国民国家の時代から、新しい、世界の中で国民
国家を生かしていく、こういった時代へと、今、移
りつつあるわけでありまして、私たちの歴史にと
りましてはまさに明治以来と言つていい大きな歴
史的な転換期が来ているのではないかと。それは同
時に新しい常識の形成ということでありまして、
これまでの公民教育を受けて、それを新しい
常識の場の中でさらに生かしあるいは発展させて
いくということが、今、望まれているように思
うわけでありまして。

その点から申しますと、やはり世界史というも
の、これをこれから重視していく必要が大いにあ
るだろう、それ以外に高等学校におきましてはま
ざまな諸地域の常識を履修する場はほかには十分
に見当たらないのではないかとこのように思
うわけございまして。

ところで、歴史教育は今までもそれなりに重
視されてきたわけございまして、これからのあ
り方といたしましては、小学校では、まず地元
地域の地理と歴史を重点に置きまして、同時にま
た近代日本を形づくるに当たりまして功績のあり
ました人物などを履修する。中学に入りまして、
今度は日本全国の成り立ち、そして今日に至る過
程、これを教え、そしてそれとのかかわりにお
きまして、特に十六世紀、十七世紀以降の世界の動
向もある程度教えていく、これが中学校だろうと
思うわけでありまして。

高等学校になりますと、今度は世界諸地域のさ
まざまな成り立ち、そしてその考え方の特性、
こういったものを学ばせ、そしてそれを通して日
本の私たちの生き方の特性というものを引き
出させる、外側から日本の特性をのぞきさせ、同
時にこれからの相互依存関係のありようを生徒に
考えさせていくというふうになるのではないかと
いうふうに私は考えているわけございまして。
その意味におきましては、世界史というものを
本格的に習う場所は高校しかないということにな
りますので、この際、今これを必修ということに
させていただきたいというございまして。

もちろん日本史は私たち日本人にとりまして一
番大事なものでございまして、しかし、小学校、中
学校におきましては概略を習ってきいているとい
うところと人名、地名等なじみのないものも多く、
今のまま選択としておきますと新しい常識をつ
くる上で欠けるような教育になるのではないかと
いうことでありまして、世界史の方が日本史よりも
重要という意味ではございませんが、今までも必修
に当たるものが世界史についてはありませんもの

ですから、世界史を必修とさせていたことが大事ではないかというふうに思うわけでございます。

全体といたしまして歴史を勉強するに際しましては、地理的な素養といえますかあるいは知識といえますか、これは不可分でございまして。もちろん地理の方からいたしましては歴史的理解の中で地理というものを学んでいくということが不可分でありまして、もともとフランスの歴史研究というものはまさに地理・歴史一体となったものでございまして。

全体に、アメリカを除きますと、今、高等学校におきまして歴史という教科を独立に扱いますのはソ連も含めてヨーロッパでは一般的でございまして。したがって、大きな歴史の転換期の中におきまして、歴史そして地理というものを教員免許法におきましても独立させたものとし、そして教員のより専門性を高めていくということが、今まさに歴史の転換期であるからこそ求められているのではないかとこのように思う次第でございまして。

十五分でございますので、一応、私の意見を述べさせていただきます。

○委員長(柳川寛治君) 木村参考人、ありがとうございます。

次に、市川参考人をお願い申し上げます。市川参考人。

○参考人(市川博君) 横浜国立大学で社会科教育の研究、教育に当たっております市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は小学校二年生のときに終戦を迎えまして、それ以降、戦後の新教育のもとで育てられ、大学入学後は社会科教育の研究を一貫して続けてまいりました。そして昨年度は勤務校の教育学部の教務委員長を務め、入学試験の責任者としてその問題の対応にも当たってきました。また今年度は、新教育職員免許法の施行に対応するために本学の教育学部のカリキュラムの再編成をどのように行う

かについてずっと仕事をしております。

そうした経験を踏まえましてこれから私の意見を申し上げますが、生徒にとって学習とは何かという根源にあくまで立ち戻って申し上げたいというふうに思っております。

さて、この法案は、高等学校の従来の社会科の教科構造を根本的に変更して地歴、公民に分化し、教科として独立させて教育しようとするもので、教育上多くの大きな疑問があり、非常に大きな問題点があるのではないかとこの立場から申し上げます。たいというふうに思っております。

そこで、先生方にあらかじめ資料をお配りいたしましたけれども、それに沿いながら、大きく五つの柱に分けて話をさせていただきますというふうに思っております。

その第一の柱は、社会科の意義についてであります。今日、戦後教育の総決算として社会科がやり玉に挙げられておりますけれども、私は今日でも、いや、今後ますます、社会科が高等学校の段階でも教育の基本的理念を体现するものとして重視されていくべきだというふうな考えでおります。

社会科が正式に成立したのは一九四七年、昭和二十二年の三月であります。その契機はGHQの下部機関であったCIEの指導にあったことは確かであります。しかし、日本側にもかつて教育の遺産としてそういう社会科の理論と実践が積み重ねられてきておりますし、また戦前の教育についての反省から、やはり新しい教育の一つの方向として社会科が、主体的に日本の方からも考えられていたのではないかとこのように考えることができます。

その戦前の教育についての反省につきましては、お手元の資料の②にありますけれども、戦前の教育は、青少年に与えていた知識が学問の成果に立脚していたかどうかという検討の余地はありますけれども、少なくともいわゆる学問の知識の注入を図るものだったということ、また、知識を自分なりに統一して個性的に把握していきながら、状況を的確に分析、理解し問題解決に生かし

ていく力として育てることができなかったという反省であります。

それからいま一つは戦前の遺産についてであります。社会科は戦後あらわれたというふうにも、またアメリカによって押しつけられたというふうにもいらつしやいますけれども、実はそうではなくて、その原点は既に明治の二十年代の末から三十年代以降に、そういう社会科の原点とされていくものが理論的に実践的に高められてきたというふうな考えられております。③のbに挙げられている樋口勲次郎とか、木下竹次の「学習原論」、それから生活つづり方運動とか国民学校下の総合学習、そういうものによくあらわれているのではないかと思います。

しかし、そういう社会科の原点に当たるものはいわゆる軍国主義的で画一的な教育のために開花できなかったわけですが、戦後になってやつとそれが可能になった。だからこそ、文部省で公民科のためのプランづくりをした勝田守一らの原案が、CIEによって、余りにもアメリカのソーシヤルスタディーズに似ていると評価されたことが契機となって社会科が成立してきたわけでありまして。こうしたことも私たちとしてはきちつととらえておく必要があるのではないかしらというふうに考えております。

そして、そうした立場に立つて新しい社会科が新教育の花形として登場してきたわけでありまして。それは一言で言うならば、学問の系統よりも教育の系統ということが重視されてきたというふうな考え方ができます。

それは具体的にどういうことであるかといいますと、昭和二十二年の学習指導要領に出ていまして、青少年の現実生活の問題を中心として、青少年の社会的経験を広め、また深めようとするものである。したがってそれは、従来の教科の寄せ集めや総合ではない。ということ、青少年の日常生活そのものを充実させるということでありまして。その下の引用のところにありますけれども、

「その日その日の生活それ自身が、もつと人間らしいものへという追求」が必要であるということ、これは今日においても非常に大切なことではないかというふうに思っております。

登校拒否とか非行とか、教育の荒廃が叫ばれておりますけれども、まさにこの原点を私たちはもう一回再確認し、またそれを具体的に教育の場で明らかにしていく、また実行していくということが大切なのではないかしらと思っております。

旧来のように、学問の体系に即して教育を行うということでは生徒は育たないわけでありまして。これも昭和二十二年の学習指導要領に、「別々の教科で教え、その結果、生徒が自分の力でいろいろの材料を総合して全体を理解できるようにするの、限られた経験しか持っていない生徒にとつてはほとんど不可能な仕事である。」とありますように、系統的にということでは地歴科ができる大きな理由になっておりますけれども、やはりそれは高等学校の生徒においてもまだ難しいのではないかと。大学に行っても最近の大学生で本当にできるかどうかかわからないと思うのですけれども、ともかくこれは非常に難しいことである。

もつとそれよりも子供たちの問題意識に即した形で教科編成を行うべきではないかというふうに考えております。

その今の生活そのものを充実させるということによって、将来への生きる力、また学問する力というものが育つのだというのが社会科の原点であります。同時に、これは今日もますます尊重していかなければいけないことではないかしらというふうに思っています。

そういう観点から、今度は第二の柱、高校社会科の意義の方にいきたいと思っておりますけれども、ここでは高等学校の社会科の意義、また地歴、公民科に分化した問題について話をしたいというふうに思っております。

選択になってしまった現代社会でありますけれども、これは今日においても社会科の理念を体现するものとして非常に大事なことでないかしら

と思います。

その重要であるということにつきまして私は五ヶに分けて話をしたいと思うのですけれども、一つは現代社会について豊かな知識、体験を獲得するということ、これは非常に大切なことです。そして二番目に、その豊かな知識、体験をもとにして生徒の関心や問題意識を喚起する。そして三番目として、その上に立って二年次以降の諸科目の学習の視点や問題意識というものを育成する。自分は例えばフイリピンのパナナ栽培のことを学んだがいよいよ大きな問題がありそうだということから、経済の勉強をしたり地理の勉強をしたり、または歴史の勉強をしたりするということのような形、やはり問題意識の喚起ということが必要ではないか。

それからまた、四番目に、問題解決に必要な知識、能力を教科・科目の枠を超えて獲得し生かしていく力、単に教科だけの勉強をするのではなくて、それを総合していく、統合していくという力が非常に大切なのではないかとこのように思っています。それから五番目でありましても、わからないものを執拗に追求していく力でありま。最近の学生を見てみますと、難しい問題をどうも逃げてしまふ、そういう傾向があります。ちよつと考えさせたりすると頭が痛くなったとか、わからない問題に入っていくと泥沼に入っていくように怖いとか、そういうことを学生が言っております。それはやはり高等学校段階までの、社会科だけではありませんけれども、教育に大きな問題があったのではないかとこのように思っています。

今、私が申し上げましたのは現代社会のことについてでありまけれども、これがやはり社会科全体に貫かれていくべきではないかというふうに思っています。しかし、そういう現代社会を学習した上における科目ということは必要になってくるわけでありまけれども、このたびそれを地歴、公民科という形で新しい教科として独立させた。しかしどうも学習指導要領を読んでみましても、どうして地歴科ができたのかそれについての納得

いくような回答とか、それがどうも明確になつていないようでありま。

また、諸沢氏の「現代のエスプリ」二百五十一号の発言を見てみましてもこういうことをおっしゃっております。これは多分懇談会でいろいろ問題になったところだと思ひますけれども、林健太郎さんの後でこのように言っています。地理、歴史が大切なんだということに對して、

その点については、審議の過程ではあまり地歴一体を主張するとかえつて社会科存続論を強化させることになるのではないかと思ひました。時間と地域といいますが、やはりその中の政治も経済もみんな結びつきがあるという意味においては、一つのグループにしてなぜ悪いのだと、今の通りで目標をもう少しはつきりすれば、社会科だつていいわけではないかというこのことになりかねないと思ひました。

まことにここに諸沢さんの苦しみがあったのではないかとこのように私は考えております。私もまさに、社会科の中で、今、木村先生のおっしゃったことだつて十分できるのではないかしらというふうに考えております。

そしてまた、世界史を必修にするということでありまけれども、どうも教科の論理が先行している、科学の論理が先行してしまふ、知識を与えればいいのではないかという論理があるようでございます。やはり「現代のエスプリ」で林健太郎さんと諸沢さん両方とも、ともかく知識を与えておけばそうすればそれが視野を広げていくのだというふうになつておりますけれども、果たして本当にそうなんだろうか。

私はそうとは思ひません。かえつて問題意識を喪失させてしまふ、または問題を解決する力を喪失させてしまふのではないかしらというふうに思つております。これは「世界の十一月号」で私が、新潟大学の社会科教育研究室の調査をもとに、知識を与えれば与えるほど歴史への関心が低くなつて

きているということを紹介させていただいたところでもあります。

それから第三番目の柱として、地歴、公民が分化したことによる教育現場への影響であります。それは幾つかあるのですけれども、まず、小規模校、それから商業や工業などの職業を主とする高等学校、または定時制、こういう学校においては相当困つてくるのではないかしらというふうには思つております。中学校でも今、免許状を持たない教科で授業を行っている先生が三、四％いるというふうに言われております。教科が分かれるほど学校の現場でそれに対応するのは非常に難しいわけでありま。

そのことについても「現代のエスプリ」で、そういう現場の声もあるけれどもそれは大したことはないんだとおっしゃっていますが、私はやはり現場の混乱を起こさないで行かうということが非常に大切なことではないか、教育を充実させるためにはやはり先生方が教育しやすいような体制をつくつていくということが非常に大切なことではないかというふうに考えております。

また、いわゆる学力の低い生徒が入学している高等学校におきましては、ただ自分が世界史が得意だから世界史だけやつていけばいいというわけにはいかななくなつて、また地学が好きだから地学だけやつていけばいいというわけでもない、やはり自分の得意なところではなくても全科目、それからまた学年持ち上がりで、高等学校一年生から持ち上がりでいかないとクラス経営ができない、生徒をきちんと掌握できないということをお私は何回かそういう高等学校から聞きしてあります。

そういうことを考えますと、やはりこのように教科を分けるということは教育上大きな問題があるのではないかとこのように思つております。それから四番目の柱でありますけれども、このたびの社会科の解体というか地歴、公民科への分化、これは決定のプロセスに非常に大きな問題があったと言わざるを得ないのではないかと。

それについてはマスコミその他でいろいろ紹介されておりますし、また、私たち社会科教育学会、私もその一會員であります、その学会とか地理教育学会とかその他の学会から、また現場からもいろいろ意見が寄せられておりますけれども、やはりそういうことについてもう少し聞ききたいという慎重な審議が必要だつたのではないかしらというふうに思つております。

また、私は、先ほど申し上げましたように教員法の改定に伴うカリキュラムの再編成を大学で行つておりますけれども、非常に大きな問題点を抱えております。そういう点でもう一回これについては再検討していただきたいというのが私の意見でありまして、このたびの法案についてはやはり大きな疑義があるということをおし上げたいと思ひます。

どうも失礼いたしました。

○委員長(柳川覺治君) 市川参考人、ありがとうございます。次に、梶原参考人をお願い申し上げます。梶原参考人。

○参考人(梶原康史君) 梶原でございます。

私は、今回の教員免許法の改正がスムーズに行われますことについて賛成する立場から意見を申させていたたく次第でございます。

私は高等学校の教員生活を十四年間やりまして、その後、教育委員会の指導主事をやりまして、事務局の中の課長とか次長をやつてまいりました。現在、大学におきまして教育系の学科を教えているわけでございまして、昭和二十四年から三十八年にかけて私が高等学校で社会科を直接教えておりましたときの経験から申させていたたくたいと思ひます。

社会科というのは、先ほどからもお話のありましたように、民主社会における正しい人間関係というものを理解させていく、そして有能な社会人として必要な態度とか能力、技能等を身につけさせるのでございまして、従来の公民とか地理、歴史等の教科をただ寄せ集めてやつていくというだ

けではなくて、それをうまく融合して、そして生徒がその中から社会的な良識といえますが社会認識を身につけていく、そういう総合的な性格を持った教科と承知しているわけでございます。

そういう教科としての社会科の中で、一般社会とか世界史とか日本史というものを卒業したての私が教えていたわけでございますが、その場合、例えば世界史をやっておつて、本当に子供たちの理解を深めさせていく、子供たちが本当に興味づいてくれるところ、持っているべき知識のために、どうしてもその教科の中に、歴史の系統、あるいは地理なら地理の、例えば気候なら気候区分の、そういう広い視野からのものを基盤に据えてやらないと、子供たちの納得がうまくいかなかったわけでございます。

このことは、単に歴史の分野だけではなくて一般社会におきましても、一般社会は比較的この目標に迫りやすいので私も案外その点はやりやすいなと思つたのでございますが、中を考えていけばいくほど、経済学とか法律学とかあるいは歴史学とかといったもの、そういう基盤を十分に私の方が持つておつて、そしてそのことを子供たちの方にぶつけていくのでなかったら、高等学校の子供たちというのは本当にそういう教科に対して親しんでくれないという気持ちをつとに持つたのでございます。

その後、私は、先ほど申しましたように昭和三十八年から指導主事として県下の高等学校の先生方とも接する機会がございまして、私のこういう考えというのはどうなのだろうということ、いろいろ話し合ひをいたしますときに、ほかの先生方もそういうことにおいて疑問を持つておる方もいろいろございまして、そのうちから、それでは、私も所属しておりました当時の高等学校社会科研究会でこういう問題についていろいろとみんなでいったらどうだろう。

もう一つ、この社会科研究会のほかに高等学校歴史教育研究会とか地理教育学会といったものなんかがあるのでございますが、そういうことで学

会が分かれておるからうまくいかないのじゃないのか、学会というものの、学会といいますが教育の研究会というものは一つになつていって、そして大同団結の中で社会科の中身をいろいろと見ていくべきじゃないかということ、提唱いたしまして、指導主事としての立場上いろいろと先輩たちに申し上げ、当時の会長さん方にもお願いしたりしたわけでございますが、ところがやはりそれはお家の事情というのがございまして、うまいきませんでして、結果どうにもならなかったわけでございます。

しかし考えてみますと、高等学校というところはそういう教科というくくりと同時に一つ、むしろ科目の性格というものが強くあるように思うのでございます。この辺のところがどうも私には、社会科というものを担当しておきながら臍に落ちないというか、うまくまとめていけない課題でございました。

ところが、指導主事でございましてから中学校の方も見るのでございますが、中学校は、地理的分野、歴史的分野、公民的分野と分かれてはおるのですが、その分かれておる中に、社会認識とか正しい人間関係というものを貫いていくいわゆる社会科としての精神をうまくまとめておるのでございます。

それでは中学校のように高等学校が分野的な扱いでいけるかとなりましたときに、先ほど私が申しましたように、高等学校の生徒というのはかなりそこそこ、何も程度を高くするというのではありませんが、グラウンドの広いしっかりした基盤の上に立つて物を見ていくということをしてやらなかつたら子供たちは納得しないということとを私は痛感した次第でございまして、中学校の社会科の成立のあり方というものについては、これは十分に考えなきゃならないというより、むしろこれはよくできておると私は考えるわけでございます。

それから私は五十一年から義務教育課長として小学校のカリキュラムを見ることになつたわけで

ございます。この五十一年という時期は現行の学習指導要領ができ上がったときでございまして、したがつて、その当時の小学校のカリキュラムを見ますと社会科というのは、低学年において身の回りの生活からそして身の回りの人たちの暮らしというものを、それからだんだんと市町村あるいは都道府県のそういう政治とか経済的な仕組みというものに触れていって、そして郷土の産業とか歴史にかかわりながら国の産業とかあるいは国の成り立ちというものをなんか見ていくというように、実にその構成が発達段階に即してうまくできておる。

社会科が言っている総合的に物を見ていくという見方も、歴史とか地理とか公民とかといったように偏るのではなくて、本当に融合して、子供がその中に座り込んで、自分を中心に据えて物を見ていくという見方が本当によくできておるなという感じを持ちました。これこそ私は本当の社会科だ、私が愛すべき社会科だという感じを持つたものでございます。

ところがその当時も、実はそうとはいいながら問題があるわけでございまして、だんだんとそういう社会科も机上の社会科になりつつございまして、社会科というものは本当のところ、人間というもの、がどういふ暮らしをしておるか、どういふ関係にあるかというところを事実に基づいて観察し調べ、そこから物事を見きわめていく目を育てなければならぬわけでございますが、だんだんとこれが机上化していつて、教科書だけで学んでいつていける。

ということになりますと、これはゆゆしい問題だと。だから、覚える社会科じゃなくてもつと足を運んで調べる社会科、観察する社会科にしなければならぬ。となりますと、それこそ低学年においてしっかりと自分たちの生活にかかわつていく、自分たちの経験を生かしていく、そういう社会科を本当に考えなきゃならない。

そうなりまして、これは後のことになりますけれどもコミュニケーション生活科が誕生いたしました。

た。そして身の回りのそういう物事の見方、あるいは人々の暮らしというものを率直に見ていくという中で、自己を中心に据えて、自分とのかかわりにおいて物事を考えていく考え方、そういう自立性の基礎がここにつくられていくというところは、本当にこれは時宜を得たといえますか、要を得たねらい方である。だから、生活科ができて、これによって社会科というものがこれから存立していく基盤あるいは土壌ができ上がったということ、私はその意義を感じるものでございます。

さて、その後、教育次長ということなんかをさせられたものでございますが、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領全体に触れながら、先生方の御授業なんかも見せてもらつて、また勉強しなきゃならないということが起こつたわけでございます。

その際に、中学校の公民の分野というものと高等学校の現代社会というものが、公民は三年生で、現代社会は高等学校一年生と非常に接近した中で行われるのでございます。だからやっていますと、ときによろ高等学校の方から、これは親たちからも言われました先生方からも聞いたり、いろいろと意見があつたわけでございますが、高等学校の現代社会というのは中学校の公民の焼き写しなのか、復習なのかとか、あるいは中学校の方がおもしろく展開できたけれども高等学校というものは何でこんな羅列的なことばかりやるのだとか、あるいはもう少しその中に本当に高等学校にふさわしい系統的なもののなんかを入れられないのかとか、いろんな意見が出てきたりした次第でございました。

しかし、この現代社会というのは高等学校で各科目を学んでいきます一番の基礎として、その総合的な立場を踏まえそれをもとにしてそれから高等学校の各科目がずっと展開されていくのでございまして、そういう意味から申しましたらこの現代社会の持つておる意味は大きく取り上げなきゃならない。ところがその現代社会というのが中学校の三年生の公民科と非常に接近した中身に

なってくるというところのいわゆる発達段階に即した物の見方というのが果たしてどうなっているのかということが、私にとってますます一つのやはり疑問として残るのでございます。

そういうことを踏まえて考えてみますときに、カリキュラムというのは、学問の論理ではなくして教育の論理として、子供の総合的に物を見ていくという段階から、だんだんと大きくなっていくにつれてそれが分化していき、そしてその中に徐々に専門的な内容が入っていくのが、私はこれが教育の論理に踏まえられたところのカリキュラムではないのかというところを思うのでございます。子供の発達段階というところを基盤に据えて物事を考えていく、これが私は教育の上で一番大事だと考えるものでございます。

そうして考えますと、中学校のあの分野別の上に立って、今、科目別になっておる高等学校のその科目をもう少し、どう言いますか、系統化といえますかあるいは専門性といえますか、そういういわゆる裏づけというものをしっかり持たせて、子供たちが学んでいく上で興味づいていく、あるいは中身を本当に十分に理解していける、そういう体制をこそとるべきではないかというように考える次第でございます。

とするならば、今までずっと社会科という帽子をかぶってまいりました。その帽子は子供のときには好きだ、大事だ、きれいだ、いい帽子だと思つてかぶつておられますけれども、高等学校段階ではもう頭が大きくなつてきておられますからちよつと上に乗つただけである。とするのだったら帽子を取つて、そのかわりに、社会科の中で築かれてきました公民的資質に先ほど申しました系統的な、あるいは専門性を生かすようなそういう中身をしっかりと盛り込んでいく。

先ほどいろいろ出ておりましたけれども、今の子供たちにとって社会認識の非常に大事なときでございまして、したがって公民的資質はより一層充実していかなきゃならない。一方、世界的に

国際化が進んでいっておる中でございますから、そういういわゆる人文科学の中に関する知識についてといえますか学び方についても、あるいはそれをもとにした態度形成というものなどについても、今しっかりと子供たちがやっていってほしいなと。高校生が身につけてくれなと。困る。

ですから、社会科学の内容あるいは人文科学的な内容といふものは、この際分けておいて、そしてそのかわりに、何も私は専門性によって程度の高いものをせよと言ふのじやなく、本当にそういうものの裏づけを持った教科の中身、科目の中身といふものを構成していく必要があるということとを考えると次第でございます。そのことは国際化が進んでいきます時代的な要請でもございまして、一方また、今日の社会といふものが非常に社会認識を大事にしておる時期でございますから、その面からの要請でもございます。

そしてこのことは教員の養成という点から考えましても、社会科はいろいろな学問のそういう裏づけといふものを背景にしておりますから、社会科の先生方というのは非常に御苦労です。法律の知識も経済の知識も、あるいは歴史学の内容も地理学の内容も、そういういろいろなものを含め、特に先ほど申しました社会科学と人文科学の両方を踏まえてやっていられしやるのであるから本當に御苦労です。ですから何とかこの際二つに分けてあげて、そして本當に専門性を生かして授業に臨んでもらえる先生をつくつてこそ私は教育行政上の意義を持つだろうと思つてございまして、そういう立場から今回の法律案の改正について賛成するものでございます。

○委員長(柳川覺治君) 梶原参考人、ありがとうございます。

次に、臼井参考人をお願い申し上げます。臼井参考人。

○参考人(臼井嘉一君) 福島大学教育学部の臼井と申します。

社会科教育を主な研究領域としておりますが、とりわけ社会科の教育内容、カリキュラム編成に

ついて関心を持ち続けておりました。ちょうどこの十二月に学文社という出版社から「社会科カリキュラム論研究序説」という著書を出しました。また、現在、教育学部に勤務していることなどで、大学における教員養成教育の充実発展についても深い関心を持っております。

本日は、教育職員免許法の一部を改正する法律案に対し反対の立場から、大きく四つの柱で私の意見を申し述べさせていただきますと思います。

日本史をより深く、科学的、系統的に理解させる」とあります。世界史でも、「中学校におけるこれらの学習の成果をじゅうぶん生かしながら、世界史をより深く、科学的、系統的に理解させ」とあります。さらに人文地理でも、「人文地理学を主とする関係諸科学の業績を背景に、より深く、系統立てて理解させる」となっております。すなわち、小学校、中学校段階とは異なる高校段階独自の専門性重視についても、小学校、中学校と異なる世界史、人文地理などの設置というように、高校社会科において強調されていたと言えます。

改訂学習指導要領においてもこの世界史重視・専門性重視が強調され、それゆえに地理歴史科、公民科という新しい教科が設置されるということとございしますが、私はこの世界史重視・専門性重視についてはそれ自身ももっともなことだと考えておりますし、そしてまた今後、充実発展させるべき点であると考えています。例えば昭和二十四年の高校社会科出発時に、昭和二十二年の指導要領では、日本史が欠落し、東洋史、西洋史、人文地理となつていたのに対して、東洋史と西洋史を統合して世界史を新設し、日本史も新たに加えて、世界史、日本史、人文地理として始まっておりますが、その世界史重視・専門性重視の立場は今日まで続いておると考えております。

したがって、今回の改訂学習指導要領で強調されております世界史重視・専門性重視は、世界史、日本史、人文地理などの系統学習というような高校社会科そのものが内在的に持っていた観点でありまして、決してそのことのみの理由で地理歴史科、公民科への分割を根拠づける観点とは言えないと思ひます。ただし、申し上げるまでもないところでございしますが、そのような日本史、世界史あるいは人文地理などの内容をどのような内容にするのかということ、今までも検討されてまいりましたし今後も検討する必要があるということには言うまでもありません。

ただし現行の昭和五十二年・五十三年改訂版では、内容の精選ということ、小学校六年では世界地理が削除され、中学校で歴史分野が日本史中心に精選され、高校では世界史は選択必修から外され現代社会のみの必修となつたことで、確かに世界史重視の立場がやや後退しましたが、それも高校社会科そのものの問題ではありません。なぜなら、世界史という科目は高校社会科の中に存在してはいますし、それを必修にするということができるからでございます。

第二の柱は、今日までの高校社会科が社会科として存在してきた基本原則は何かということとでございます。私は、その基本原則は次の二点とらえております。その一つは、地理的、歴史的、公民的諸領域の相互関連づけという原理であります。そしてもう一つは、子供を取り巻く社会的現実、社会的問題を多角的に学習するという原理であります。

また専門性重視に関しまして、例えば昭和三十一年改訂版の日本史、世界史、人文地理の部分で次のように述べられております。まず日本史では、「中学校よりも程度の高い歴史的知識を与え

前者の地理的、歴史的、公民的諸領域の相互関連づけという原理は、社会関係諸学問を、いわば系統的のみならず総合的にも内容編成し子供に教授していくという成果を積み重ねてまいりましたし、また、後者の子供を取り巻く社会的現実、社会的問題を多角的に学習するという原理は、子供自身に自分の身の回りの社会的現実、社会的問題に目覚めさせ、自分自身の力でその実態を調べさせ

ながら自分自身の考え方を形成するという主体性をはぐくんできたと言えます。

私は、以上の二つの原理が、社会科においては教育基本法の要請する国民主権を担う主権者の育成を保障してきたのではないかと考えております。かかる観点からしますと、今回の地理歴史科、公民科への分割は、地理、歴史領域と公民領域の相互関連づけを分離するという点で第一原理に背きますし、子供自身に社会的問題を主体的に学習することを保障してきた科目現代社会を地理歴史科から切り離し公民科の科目に限定したりその必修制を取り外したことは、第二原理に背くのではないかと思います。その点では、社会科から地理歴史科、公民科への変更は、高校社会科の解体と言っても過言ではなからうと私は考えております。

第三の柱は、従来の社会科あるいは今日の社会科における科目構成と、今回の地理歴史科と公民科における科目構成の違いについてでございます。

私はその最も大きな違いは、ただいま申し上げました二つの原理、すなわち地理、歴史、公民諸領域の相互関連づけの原理と、子供を取り巻く社会的現実、社会的問題を多角的に学習するという原理に基づいてなされているかどうかということでございますが、それに付け加えてもう一つの原理について申し上げたいと思います。

それは高校社会科全体の構造的特徴に関するところでございますが、さきに申し上げました子供を取り巻く社会的現実、社会的問題を多角的に学習するという原理に基づく現代社会のような科目を中核として、それとのかかわりで社会関係諸学間の系統的学習が組み立てられているという原理でございます。すなわち、現代社会という高校生を取り巻く社会的現実、社会的問題を高校生自身が主体的に学習することを大切にしながら、それとのかかわりで、世界史、日本史、地理、政治経済、倫理の系統的な学習を進めるという構造でございます。このような構造的原理を踏まえることに

よって、高校社会科において社会関係諸学間を系統的に、なおかつ相互関連的に学習することが保障されるものと私は思います。

第四の柱は、大学における教員養成教育の充実、発展という点に關してであります。ここでは二つのことに限定して述べさせていただきます。

一つは、社会科教科専門科目の教育において、社会科という総合的教科を意識した上での総合的教育の努力や、社会科教育法の歴史、地理、公民領域の関連づけへの総合的努力というものが、今回の改正においてややもすると無にされかねない効果を生み出さないかということでございます。私も、単なる個々の学問のみにとどまらない総合化への成果を少しずつ生み出すことによって広い視野に立つ社会科教員を養成し始めてきております。今回の措置は、専門性重視の名のもとに再び古い殻に閉じこもっていくおそれなしとは言いきれなくなりそうでございます。

二つ目は、地理歴史科と公民科の新設によって、今まで他教科と同じく中学校社会科のみで高校社会科の免許も同時取得が可能であったのが、別教科になることによつてそのことは不可能となり、中学校社会科教科専門科目四十単位に加えて地理歴史科の四十単位と公民科の四十単位が加えられ、あわせて、社会科教育法に加えて地理歴史科教育法と公民科教育法が純増することによつて、学生と教員の大きな負担増が生じることにあります。

特に教員はこの新しい事態での人員増が必ずしも見込まれていない状況で、甚だ遺憾な状況に陥ると思われまゝ。結局は特定の教員の負担増に終わるのかと思ひますが、果たしてそのような人員増を含めた条件整備の不十分なまま真の教員養成がなされるのか、心配な状況でございます。したがって、大学にいる立場からも今回の教科名変更は望ましいものとは言えず、できるだけそのことを避けてほしいと願っております。以上、四点にわたって参考意見を申し述べてまいりました。以上で私の意見陳述を終わります。

どうもありがとうございました。
○委員長(柳川寛治君) 白井参考人、ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取を終わりました。これより質疑を行います。

なお、参考人の皆様に申し上げますので、恐れ入りますが、お答えはできるだけ簡潔にお願い申し上げます。

それでは、質疑のある方は順次御発言を願います。

○小林正君 年末の大変お忙しいときに私どものためにお願いをいただき貴重な御意見を賜りまして、大変ありがとうございます。幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、どなたもお触れにならなかった問題として、今の大学入試へ向けてのいわゆる高校の受験体制というものが、社会科教育とかかわって、今日までどういう影響を社会科教育はこうむってきたのか、その点について各参考人から手短かにコメントをいただきたいと思ひます。

○参考人(木村尚三郎君) 高校社会科におきましては、私は歴史が商売であります。ともかくも一応、基礎知識をすべて学ばねばならないという点を中心になっておりまして、したがって、先ほど申しました例えばキリスト教の問題であるとか、あるいは文学についての動向であるとか、そういったことの中身には入れないということがございます。つまり、形は記憶するのですが、例えば世界史の中でのそれぞれの国とか民族の心といったものは、こいつたものでは、今、踏み込めない状況ではないか。いわゆる知識偏重といひますか、こいつたことが現在の体制では強いられているように私は思ひます。

以上でございます。

○参考人(市川博君) 急なことであれですけれども、一つは、やはり共通一次試験の問題点があるのではないかしらというふうに思ひます。それまでは各大学で独自に試験問題を出してござい

た。例えば東洋史の古代の先生が非常にそろっている大学では古代を中心に出したり、あるところでは近代史を出したりする。それぞれの大学の独自性が確保されていたのじゃないか。受験生もそれに向かつて、自分は古代史をやりたいとか近代史をやりたいと行ってそこに付けた。ところが今度、共通一次、また新テストになりますとそれが不可能なんですね。

そういう特殊性が出せなくなると、ともかく単に知識を覚えるということになってしまっている。従来ですと、採点委員の先生方の努力によりまして記述式の試験もできたわけでありましたけれども、そういうことができなくなってしまう。

それからあと三番目に、その記述式の試験と重なってきましても、考える力というものを試そうと思つてもそれができないということが大きな問題ではないか。

ともかく共通一次という知識中心のあの関門を通過しないと次のところに行かれない、それが非常に大きな問題じゃないかと思ひます。記憶力のいい者、わからないけれどもともかく記憶してそれを書いてくる、そういう生徒が有利なような教育、そこら辺に大きな問題点があるのじゃないかと思ひます。

私たち大学でもいろいろ問題になっておりますけれども、共通一次になってから悪くなったという意見が随分あります。やはりそれは高校以前の教育が共通一次のそういう体制の中に丸め込まれてしまっている、がんじがらめにされているというところに大きな問題があるのじゃないか、こういうふうに思つております。

○参考人(梶原康史君) 大学の入試問題の質というものがいろいろと影響するわけでございますが、多くの場合、どちらかと申しますと知識の断片的なものといった、言葉が悪いかもしれませんがけれども、それに類するような問題といひますか、そういう性格が出てきておりますものから、そのことのために、つい記憶中心な学習になり

がちであるというような欠陥を招きかねない。

本来、社会科が今までとってきた学習のあり方というのは、もつと社会認識といいますが、それを考えていく力というものを持たさなければならぬのでございますから、そういう点から見えてきますという、問題が非常に出しにくい点もあるのじゃないか。

したがって、今度は逆に、先ほど申されました共通一次じゃなくて大学における二次の問題なんかによって、エッセースタイル的な形において問題を出していくという傾向があるように見受けられる次第でございます。

○参考人(白井嘉一君) 受験体制と社会科ということで申し上げますならば、受験体制の中で知識を単なる知識として受身的にとつてしまつていくような問題と、そしてその知識が非常に断片的な知識にとどまつてしまつていくような問題があると思います。そしてなおかつ、受験に役立つこと以外は捨て去つてしまつていくような状況も生まれてきているように思います。

とりわけ共通一次試験の中でこのような問題の一番の反映として私は考えておりますのは、先ほど申し上げました現代社会という高校社会科の中の最大の魂として設けられたものが、結局は政治経済と倫理の知識をただ修得させるようなものに読みかえられてしまつて、そのような悲しい状況でもたらしたのが今度の受験体制ではないのかなというふうに考えております。

○小林正君 そういってお話を伺った理由は、高校の教科書すべてにわたつて、高校教育として本来それぞれの教科の目的によって完結をしている内容であるべきものが、子供たちにとっては現在の受験体制というものの極めて対策的な選択になつていくことが言われているわけでございます。そして、そういう点から考えますと、今回、世界史の必修という問題が出てくるわけですが、この世界史の必修がなぜ求められてきたのかといえれば、この受験体制の中で、知識の詰め込み、暗記しなきやならない部分が領域的に非常に広いから子

供たちにとっては不利な選択になるということに敬遠されてきた実態があつたというふうに思うわけですね。

したがって、今日的に世界史が重要な役割を担っていることはだれも異論を挟まないところだと思ひますけれども、子供の側から見れば、今日の受験体制の中でより有利にパスをしていくための一つの選択として彼らが追い込まれた上での対応にならざるを得ないという部分がある。このことについては子供の立場からすればなるほどということになるわけですが、本当の意味で世界を認識するということになつてまいりますと大変大きな問題になるだらうと思ひます。

そのこととあわせて、各参考人の皆さんから社会科についていろいろ御意見を賜りました。が、しかしどうも世界史を必修にするということと社会科を解体するということの必然性がよく理解できません。この問題について、木村参考人並びに市川参考人から御意見を賜りたいと思ひます。

○参考人(木村尚三郎君) 現代は、先ほど申し述べさせていただきまして、世界全体が新しい歴史的な段階といひますか転換期に入つていくというふうに思つてございします。その中で、新しい世界に生きる常識というものが今、求められていたかといふことは非常に大事なことでございします。

先ほど受験の問題が出ましたが、知識偏重になつてしまふのは、例えばヨーロッパの人たちがなぜこれまでキリスト教といふものをもつてきたのか、そういうことにつまみましての中身の把握といふものが専門の先生によつてなされるということがこれまで非常に少なかったといふことがあるだらうと思ひます。それはイスラムについてもうであります。中国についてもそうでありまして、こゝろいったものを少しじっくりと掘り下げて、そして知識をふやすのではなくて、その土地土地の生き方についての理解を深めていくといふのが

これからのあり方だらうと思つてございします。

そういった意味におきまして、先ほど申し述べましたように、今までのように社会科の枠の中で歴史をとらえるのではなくて、歴史それ自体の教科をいわばほかの教科のむしろ基礎としてこれから新しく独立させていくことが求められているといふことではないだらうか。つまり、世界の諸地域の、その土地土地の生き方といふものを知り、そして私たちのこれからの生きる常識を新たに培っていくといふ意味におきまして、今申し述べましたように、社会科の枠の中から歴史を独立させる。

と同時に、世界史といふものの中身をこれから充実させていく。確かに今の教科書におきましては世界史の中身が必ずしも魅力あるものになつていくとは思ひません。先ほど申し述べましたように、文化史とか宗教とか、あるいは技術の歴史とか、こゝろいった分野が欠けているわけございします。全体に今、時代が大きく変わつてつづつあるといふことのために、社会科を地歴と公民に分ける。そして同時に、その世界史の中身を大きくこれから変えていく。両方が必然的に連関し合つていくのが今の私たちの置かれていく状況であらうと思つてございします。

以上でございします。

○参考人(市川博君) 今、木村先生がおっしゃつたことは、私も賛成であります。異論はありませぬ。ただ、なぜそれを従来のような社会科の中でできないのかといふことが私にはどうも納得ができないわけでありませぬ。確かに私は世界史は大事だと思ひますけれども、今、先生がおっしゃつたように基礎が大事だと、基礎といふのは非常に大切ですが、基礎といふのは非常に重要な科目との関連の中で生かされていなければいけないのじゃないかといふふうに考えております。

先ほどちょっとフィリピンバナナのお話をいたしましたけれども、一本二百円のパナナがある。フィリピンの農家ははたつた八%、十六円しか

渡つてこない。そういうことにつまみまして、では、なぜ十六円のパナナが二百円になつていくのだらうか。そこで、バナナがどう栽培されているのだらうかといふ形で地理の勉強をする。まさにそこでフィリピンの勉強をしたり地理の勉強をしたりする。また、それがどういふ流通機構で来るのか、それからまたそこが多国籍企業がどう絡んでくるのか、そういうところで経済の勉強をしたり、またなぜフィリピンでそういうことが行われたのだらうかといふ形で、歴史的な背景として世界史の勉強が行われる。

やはりそのような形でいろいろな知識が相互関連してくる。先ほど白井先生が科目の相互関連といふことをおっしゃいましたけれども、科目にも知識をそれぞれ関連させていくということが非常に大切なことではないかしらというふうに思つております。

先ほど申し上げましたように、確かに系統的に基礎的な知識は必要でありますけれども、やはり系統的に基礎的な知識を学ぶための耕しの時期が高等学校までの段階じゃないかというふうに私は考えております。まさに高等学校はその果立ちの準備をしているのである。そういう意味におきまして、現代社会できつと問題意識を持つて、そして世界史の知識と結合させていく。そういう目配りのきいた授業をやつていかなきゃいけない。

それが教科を別にしてしまつと、その目配りが非常に薄くなつてくるということが大きな問題ではないか。そういうところで果たして本当に問題意識を持ち、また、問題解決のできる力または生きる力といふのが伸びるのかどうかといふことは、私にとつてはどうしても何か疑問として残るわけでありませぬ。

○小林正君 十一月二十日に国連で子供の権利条約が採択されたわけでございますが、いわゆる子供といふのはゼロ歳から十八歳まで、チャイルドといふ言い方で言われているわけですね。そして日本では児童とか生徒といふふうに教育界では使ひ

そこにおきましては、つまり自分自身でも考えようというふういった力のようなものが大きく芽生え、かつ育つ時期でございまして、そういった中で専門性を重視する、例えば世界史について教育するということは、必ずしも、難しいことといえますかあるいは高度の知識といえますか、を教え込むということではないと思います。

今まで習ってきたことをもっと広い視野のもと

高校はそういった意味で人間の一生の中でも大きな転換期でありますだけに、それぞれの専門の立場から先生方が新しい見方というものを教えていく必要があるのではないかとというふうに私は考

勝田守一さんが最初に社会科の学習指導要領をつくるときに、今度は子供たちに学問させようじゃないか。従来の教育は一定の学問の成果を教えていた。それにも一応、限定がありますけれども、そうではなくて、これからは子供たちが自身に学問させようじゃないか、その力をつけさせようということであったわけであります。ですから、教育とというのは学問を教えるのではなくて学問する力をつ

じや生きがいとか何だらうか。まさにそういう中で、生きがいというような形で倫理的な勉強や、それからまた防衛の問題から国際平和の問題へ、それからまた、その老人ホームの予算は一体だれが決めるのか、どうやって決めるのだらうかという形で政治の問題へと、そういうふうな形で知識を拡大していくながら視野を拡大して、そしてまた学問していく力を育てるのが社会科学であります。

も、確かにないんです。それでいいのじゃないか。まさに事実をしっかり見詰めさせるのが現代社会であります。その現代社会の中からのいろいろな問題意識をくみ出して、また新しい知識をたくさん入れて問題意識をくみ出す、そしてその成果に乗っかって、まさにそれを基礎にして、高等学校の二、三年生でより分野的な、もっと科目に分かれた学習をしていくということによって初めて分化と総合というまさに学問の一つの基本的なあり方がそこでつくられていく、まさに教育の中でつくられていくのじゃないかというふうに私は考えております。

○小林正君 時間がなくなつてまいりましたが、最後に、この社会科解体ということが出てきた背景というものを考えてみますと、臨教審の答申というものが一つございます。私は、臨教審というものが、国民の中に教育論議を巻き起こす、関心を高める、そういう一定の役割を果たしてきた、このように思いますし、同時にまた、その議論の経過というものかなり明らかにされてきたということも事実だと思います。

しかし、それを受けた形で教育課程審議会等がこの社会科問題を扱う経過というものについては、最近になっていろいろな文書を通して私たちがうかがい知ることができるといふ状況になつていくわけですが、当時、密室というふうな印象を強く持つて一人でございます。

そういう点で考えてみますと、養成課程の大学とかあるいは高等学校の現場段階で、いろいろ今、参考人の皆さんから御指摘をいただきましたような大変大きな問題点、混乱というものが惹き起されるという事態を迎えているだろうと思ひますが、そうした大きな問題に発展をするきっかけをつくつていくこの論議経過というものが何ら知らされていなかった、このことにやはり大きな問題があるかと思ひます。

やはり何といひましても、教育現場の主体性というものを含めてみても、その意思決定のプロセスというものが全体としてきちんと理解をされ

ながら一つの結論に導かれる、全体の合意形成の中でそれがなされていくということがあつてしかるべきだし、特に憲法、教育基本法が定めている日本の教育のありようからいいたしましても当然だろうというふうに思ふんです。

しかし、現実には、まず中曽根元首相のいわゆる教育大臨調の号令から発して臨教審が設置をされ、そして、現場代表とかあるいは教育学者、教育法学者といったような、いわゆる教育の専門的な分野でかなり大きな実績を上げてきた皆さん方が排除される中で審議が行われてきた、そのことについて一つ疑問を持つと同時に、今申し上げました審議会の経過というものが全体に知らされないという状況の中でこの間推移をして重大な結論に導かれた。その中では委員をおやめになった皆さん方もいらつしやるというふうなことで、マスコミもなぜ社会科解体なのかという疑問を強く投げかけた経過があるわけでありまして、

したがいまして、この問題については、何よりもまず教育現場の声というものが尊重をされ、そして、社会科が持つておりました正しい科学的な社会認識を育てる教科としての本来の使命というものがあるだろうと思ひます。

時間がなくなつて大変恐縮ではありますが、けれども、その意思決定のプロセスに関して、それぞれ一言ずつ、皆さんからお伺いしたいと思ひます。

○参考人(木村尚三郎君) 私は教育課程審議会のメンバーの一人として参加させていただきましたが、教育課程審議会それ自体におきまして、この社会科を今度二つに分けるといふことにつきまして積極的に何というのですか激しい議論があるのか、急に今回の改訂の方に決まったかということはないというふうにはつきり申し上げていいと思ひておられます。

つまり論議は十二分に尽くされまして、ただその中で新聞に報道されておりますのは、この教育課程審議会の中の高校分科会長の諸沢さんが主宰いたしました非公公式の意見聴取というのがございます。

まして、現場の高等学校学習指導要領作成協力者の方々からこういった活発な議論が出たことは事実でございます。

しかしそこにおきましても、今、例えば歴史学それ自体がどのように変わらなければならないのか、かつての近代国民国家とかあるいは近代市民社会の形成といった問題は、今、背後に退きまして、そして社会史とか、生活史とか、意識の歴史とか、それから家族の歴史とか、そういうふうな大きな転換を遂げているということについて私が述べさせていだき、それについて積極的な御反論はございませんでした。したがいまして、私は十二分にこの教育課程審議会における議論は尽くされたものと存じております。

以上でございます。

○委員長(柳川寛治君) 市川参考人、簡単にお願いたしました。時間がございませぬものですから。

○参考人(市川博君) 三点だけ。

一つは、意思決定の前に教育課程審議会の委員が、果たして本当にこれからの教育を考えるのにふさわしい人が選ばれているかどうか、リクルー問題がきょうも出ておりましたけれども、それからまた、社会科教育につきましては専門家が一人であります。その方も実は文部省のお役人でありまして。そういう方が果たして本当に自分の考え方を話せるでしょうか。

それから二番目に、反対派の人たちを切つて、例えば私も学習指導要領の委員を解任されたわけでありまして、そういうふうな形で果たして本当にいいものができるのかどうか。

それから、先ほど申しましたように学会、それから社会科の教師、あるいはまた高等学校の先生方、例えば全国高等学校長協会会長の小田島哲哉さんも疑問に思つておられる。現場の先生方も納得できない。そういうことで果たして本当によかつたのだろうかということが大きな問題であります。

○委員長(柳川寛治君) ちょっと時間の関係がございませぬので、失礼でございますが……。

○小林正君 時間の関係で今のお二方で結構でございます。

どうもありがとうございます。

○田沢智治君 木村参考人にお伺い申し上げますが、国際化の進展する日本において新しい良識を形成発展するためには高等学校の生徒に対して世界史を履修させ、基礎、基本となる国際的知識を養うことが重要であるというお話でございますが、私も極めて同感に思ひます。

今回の学習指導要領の改訂によって世界史を必修にしたことは高く評価できるのではないかと思ふのですが、問題は、魅力のある世界史にするためにどのような創意工夫が必要であるか、お考えがございましたら、二、三御提言をいただきたいと思ひます。

○参考人(木村尚三郎君) 現在の世界史の教育並びに教科書は、必ずしも現代の先ほど申しました要請に適合的ではないように思ふわけでござい

○田沢智治君 市川参考人にお伺いいたしますが、

と同時に、私たちは小学校の教員養成課程だけ考えるわけにはいきませんで、現場の要請といったしましては、小学校の教員の免許状だけではなくて中学校の免許状もやはり取ってきてほしい、そういうしないと対応できない、うまく人事交流ができないと言われています。そうなりますと小中の免許状を取らざるを得なくなりますが、果た

大学において身につけますものというのは、それはしっかりとやっていくに似たことはないのです。ございますけれども、時間的な制約がございますし、またいろんな幅を身につけるにしましても制約がございますのですが、それから後の、教師同士がいろいろな切磋琢磨し合つて身につけていく、このことが現場にとりましては非常に大事な課題であると考えております。

○田沢智治君 白井参考人にお聞き申し上げますが、戦後の社会科の教育理念を大切に考えていく

しかしながら現実には、委員が申されましたように、受験体制の中で知識が非常に受け身的になつたり断片的になつてゐる。こういう状況を克服するものとして、やはり戦後の社会科の中で言われてきた主体的かつ柔軟に知識を総合的に見ていくというようなことが、むしろ今日の国際化社会であればあるこそものとこのような観点が必要なのではないかな、このように考えています。

同時に私は、世界史という点から申しますと、

今の高等学校の世界史が今日の大きく動く現代の世界というものを本当に正しく教えるのに十分な内容構成になっているかという点についてはやはり今後改善していく余地があるかと思いますが、そのような世界史の内容を含めつつ総合的、全体的に学んでいく、そのような理念がこの変動する世界の中に対応する子供を育てていく上で大事なのではないかと、このように考えております。

○高木健太郎君 きょうは本当に御苦勞までございました。

皆さんの話を聞いておりますと、確かにこれは難しい問題だと思えます。教える側から立って物を考える、教えられる側から立って物を考える、あるいは研究者として物を考える、また教育者として考える、あるいは専門家として考える、いろいろの立場によって少し考え方が根本的に初めから違っているのじゃないかなという気もいたしました。非常に大事なことでございます。大変長い間いろいろの委員会や御活躍になったというふうにまず敬意を表したいと思います。いまだにまだどちらとも決着がつかぬということとはまことに問題じゃないかなと思っております。

まず木村先生と市川先生にお聞きしたいと思えますが、木村先生の「諸君」の六十二年一月号にお書きになったもの、それから市川先生の「世界」のこの十一月号にお書きになったもの、読ませていただきました。そういう点でちょっとお聞きしたいわけですが、この木村先生の百六ページのところに、世界史が初めは必修であったのが四十四年ごろから選択になった、五十八年からは世界史は九五・八%であったのが、五十八年にはそれが六〇・五%に下がった、最近では六八%ぐらいになった、県によっては三〇%ぐらいしか履修していない、こういうことについて自分は危機感を覚えるというふうに書いてございます。

そして世界的視野で物を見、物を考える時代というふうに書いてございまして、私はこれはおっしゃるまでもなく非常に重要な時代になってきて

いる、こう思います。

ところが、ただ世界史を必修にして、物を教える、教え込ませる、暗記させるということになるのじゃないかという危惧が一方にはあるわけでございます。あるいはまた、受験対策としてしか生徒が授業を見ていない、そういう高校生が多いのじゃないかと思えます。たまたま必修にしても大学の入試科目になればそれは頭の中を抜けてしまっただけで、先生のおっしゃる通りに、本当に世界史を学んでそれが土台になって日本を見ていく、世界を見るということにはならないのではないかと、世界を見るということが一つございまして、こういう先生のおっしゃる通りに、生徒が本当に理解してそれに興味を持っていくようになるだろうか、そういうことが本当に可能なのだろうかというふうに思っています。

それから、教科書で教えるということは、理科とかそういうものは現物がありますからそれをもって教えることができますが、歴史というものは自分のそばには何もありません。そうすると、人間のそばにはないものである。そうすると、人間というものは情感だとかあるいはほかの感覚器官だとかそういうものが一緒に加わらないと自分の物にならない。こういうことを考えますと、たとえ必修にしてもそういうことでは先生のおっしゃるような理想が達せられない懸念があるのではないかと、こう思うのです。

そういう意味から言うと、市川先生の言われるように現実の生活、先ほどバナナの話がありましたが、あの有名なバナナ教育というもので現実からだんだんそれを敷衍していく、こういうことの方が頭に入りやすいのじゃないか、あるいはそれが残った自分の物になるのじゃないか。といって、そんなことでは知識がばらばらになって系統的ではなくなるのじゃないか。両方いい面もあります。が、両方欠陥もあるのではないかと。その点についてまずお二人にお伺いをいたしたいと思います。

○参考人(木村尚三郎君) ただいまの御質問に対してでございますが、確かに実感がないというの

は事実でございます。先ほどヨーロッパのキリスト教とかあるいはイスラムの世界のあり方についてお話しさせていただきましたが、これは確かに私たちの常識とは違いますから、肌で感じるということはなかなか難しいと思います。

しかし、例えばイスラムの場合、中東の世界ですが、お金をもって故郷にいき金を飾るという気持ちには存在いたしておらず、お金がたまれば自分の好きな都市、ロンドンであれニューヨークであれ、あるいはパリであれジュネーブであれ、自分の好きなところに住んでしまふ、これはいわゆる農民の考え方は違うんだと。例えばそういうことを教えることとそれから全然そういうのを教えないことではやはり大きく違うのではないかと。日々テレビ、新聞などで世界の情勢が伝えられているわけですから、それが対する一応の理解といえますが、これがやはりどうしても不可欠だろうと思うわけでございます。

そして、確かに世界史あるいは歴史学におきましても、先ほど申し上げていただきましたように、私たち自身の日常生活史、社会史ですね、家族の問題であるとか衣食住の問題であるとか、こういったことが、今、一番大きな問題となりつつあるわけですが、こういったものはやはり自分の、何といいますが、今の生活を基準にしてしか判断できないわけでございます。同じ日本人でも例えば江戸時代の生き方などにつきましては実感がございませぬ。どのようにして火をつけたかなどということにつきましても、今となってはなかなかその苦勞なるものは実感できないわけでございます。まして、その点でいえば、日本の過去についてもあるいはほかの世界諸地域の過去につきましても実は同じことではないかと。

ただし、世界の諸地域につきましても日本の過去を理解するよりはもうちょっと困難が大きいというところは、それは事実おっしゃるとおりでございます。そのために基本的な見方といえますが、これを教えることが私はやはり高校の段階で

は一番大事なことにやらないかと思えます。

そしてまた、おっしゃるとおり受験に出なければそれは頭を切り抜けてしまふ、これもまた事実でありまして、大学の二次入試からは世界史はやらないところがふえているのは事実であります。であります。一次入試あるいはそういう共通の入試におきましてこういった歴史を取り上げていただく、特に世界の歴史を取り上げていただく。確かに人名その他なじみがございませぬから、ほうっておくと、何といいますが、全然履修しないまま過ぎてしまふますが、たまたま一言でも、専門の先生方がおっしゃったその地域、その歴史についてのことが後に大きく心に響くということもございまして。

私は戦時中、中学でございましたが、日本史の先生が、江戸時代を封建社会というの間違ひです、あれは近代に至る過程ですということをぼつりとおっしゃった。これは全然受験には関係ありませんでしたが、私の心の中に今でも食い込んでいる言葉でございまして、やはり専門の方が生徒に一言でも、わかりやすい形で自分なりの何といいますが確信を持って言ったことというのは、心の中にいつまでもどまり響くのではないかと。その意味では、世界史教育を単に生徒の側に任せただけでなくして必修にする意味はやはり画期的に大きいのではないかと私は存じております。

以上でございます。

○参考人(市川博君) いろいろ御質問いただいたのですけれども、私、先生が先ほど、教育は木を育てるようなもの、人を育てるといふのは木を育てるようなもの、私もそのとおりだというふうに思っております。枝を伸ばしていく。問題意識を持った枝を伸ばしていく。そして必要な知識、まさに葉っぱが知識だろうと思えます。そして炭酸同化作用によってこの栄養分が根へ行って、それからまた幹を太らせていくということが大事なのではないかと。要するに、大切なのは枝をきちんと伸ばしてそれに葉をつけていくということであり

今、木村先生が、いろいろこういう内容が必要だとおっしゃいました。確かに必要でありますけれども、果たして教えた知識というものがきちつと枝につくのかどうか。そしてそれが養分となつて栄養を補給してくれるのかどうか。大切なのはきちつと枝を伸ばすことではないか。その枝を伸ばすことは何かといいますと、私は性能のいいアンテナをつくる力だろ、うと思ふんですね。ここからさつき、必要な知識を獲得する力というものが非常に大切なことではないかしらというふうに申し上げたわけです。

性能のいいということはどういうことになるかといいますと、やはり事実をしつかりと見詰めさせるということでありまして。経験がないとだめなわけですね。例えばお米の花ということを子供に聞いたってわからない、写真を見せると、ああそうかと思うんだけど、それは写真という概念とか経験があつて初めてわかるわけです。大切なのはその経験を豊かにすることでありまして。まさにそういうことがこれからの教育にとつて非常に大切なことではないか。

要するに、知識よりも大切なことは経験を豊かにすることである。戦後の社会科は、はい回る経験主義だというふうに批判されましたけれども、実は、はい回りながら経験を豊かにする、そしてまた必要な知識を獲得する力をつけていくというところが大切なことではないか。

例えば、小学校二年生でお店屋のおばさんのところに見学に行つたり聞き取りに行つたりする。聞き方が悪ければ怒られたりする。また時間が忙しいときだと怒られたりする。それからまた商品にむやみにさわつたら怒られてしまう。そういうことの中で必要な知識を身につけていく。まさに地域の中ではいい回りながら、さつき申し上げました学問する力を身につけさせるということが大切になつてくるのじゃないかしらというふうに思ひます。

○高木健太郎君 ありがとうございます。
次に、梶原先生にお伺いいたしますが、先生は

いろいろ教育の御経験もありませんようでございます。中学、高校あるいは高等学校で日本史を教えるということもあるのだと思ひますが、現在の日本歴史といふものは、諸外国から見た日本の歴史とかそういうものは取り入れてきてゐるものでございませうか。時々問題になる、中国の教科書と韓国、朝鮮の教科書と日本の教科書と違うわけなんですから、それは今どういふふうにか、あるいは外国から見た日本歴史といふものも参考にしておつくりになつてゐるわけではございませうか。どのような日本歴史になつてゐるか、その点をお聞かせ願ひたいんです。

○参考人(梶原康史君) 教科書の編さんにつきましては文部省の教科書調査官の方で審査をしておるわけではございませうから、その中身のことについては私、知る範囲ではございませうが、実際に学校現場におつてそういうことに関与いたします場合には、教員といひましては極力いろんな資料なんかを用意いたしまして、そして、一方に偏つた見方じゃなくて広くその見方というものを取り入れながら指導しておるわけではございませう。ですから、そういう資料をうまく手に入れる努力をするかしないかということがこれまた教員の資質にかかわつてくる問題でございませう。

物の見方につきましては、指導要領なんかではそういう多面的な見方をするように指導しておるわけではございませうから、それから先のことになりまして、私たち教員にそれぞれ課せられてくる課題でもあるわけではございませう。

○高木健太郎君 ありがとうございます。
もう時間がございませうが、最後に白井先生にお伺いいたしますけれども、先生のお書きになつたもので、融合分野と学問分野という言葉は随分お使いになつております。理想的には、専門の知識も十分持つておる、それから融合的な知識も十分持つ、これはまあ天才でなきゃできないようなことなんですけれども、その論議が現在やられてゐるようになつてゐるんです。
先生は、その融合分野といふゆる学問分野とい

うものを社会科教育の文脈の中で何かうまくそれを位置づける、それが問題なんだと。それは具体的にどういふふうにお考えでございませうか。

○参考人(白井嘉一君) 今おっしゃつた融合分野と学問分野といふことは、その問題と、現在議論になつております地理歴史科と公民科という問題とはやや違ふことではございませう。

つまり、地理歴史科といふのは地理、歴史のいわゆる学問的な分野、公民分野といふことになりまして、現代社会といふ私の言う融合分野と、政治・経済、倫理といふ割合に学問分野とが重なつてゐますから、そういう意味ではやややういふ問題とは違ふのですが、私の申し上げております融合分野といふものは、現行の現代社会といふ、つまり生徒をめぐむ現実の問題といふものを見詰めたから、そして子供自身が調査学習しながら、それを歴史的な視点から、あるいは地理的な視点から、それを私は多角的と申し上げましたが、そういう現実を見る目をさまざまなアプローチから学習する。そういうことによつて、ひいては学問分野である日本史、世界史、そして思想、文化などの入つてゐます倫理といふところまで広げて系統的に学習する。

そういう、現行の指導要領で申しますならば高校一年の現代社会でそのようなことをやりながら、二年、三年の科目のところに発展させる。その一年のものが、現在ですと、残念ながら政治経済と倫理の何か知識詰め込みのような現代社会にややもするとなるのでございませうが、本来の現代社会として復讐させながら進めるならば、二年、三年のものも結びつく。そして現在の指導要領においてもそのような理想を高く掲げて作成されてゐるのではないかなと思つておりますので、確かに困難な課題ではございませうが、そのような課題を進めることによつて、高校生を主権者として、日本国民として形成していく一つの基礎的な力がつくりだれていくのではないかな、このように考えております。

○高木健太郎君 ありがとうございます。
○高崎裕子君 日本共産党の高崎と申します。よろしくお願ひいたします。

私は時間が十分間ということで限られておりますのですべての参考人にはお伺いできませんので、あらかじめ御了承ください。

まず木村参考人にお伺ひしたいと思います。
社会科を地理科と公民科に区別するということですが、この区別する原理は一体何なのでございませうか。なぜ地理科と公民科という区分の仕方になるのでございませうか。

○参考人(木村尚三郎君) 今の時代に生きる新しい常識を私たち日本人もこれからともに考えていかなければいけないわけで、自分の国だけのことを中心に考えるというわけにいかないと思ひます。そのためには今、歴史的に培われた何といひますかこれまでの生き方といふものをしっかりと確かめ、そしてその上にそのまた掘り起こしをしていくということではございませう。今ほど過去の掘り起こしが大事なことはないのではないかな。

卑近な例で申しますと、例えばいふゆる大河ドラマ風のテレビでもかつての人物像の掘り起こしといふことを今やつてゐるわけでありまして、私たちが忘れていた生きる知恵とか勇気とか愛情です、特に、戦後の復興期並びに高度成長期に私たちがあつた意味で欧米一辺倒の生き方をしてみたりしましたが、それに対して私たち自身の培つてまいりました知恵、これを今、掘り起こすときが来ているのではないかな。と同時に、ヨーロッパその他の世界諸地域についての知恵も掘り起こしが大事だといふことではございませう。その意味では、この歴史、そしてまたそれと不可分に結びついております地理、これを独立させていただきたいといふことではございませう。

同時に、もちろん公民につきましても、これらの時代に適合した新しい常識、これを政治経済その他の分野からきわめていくということはこれまた不可欠のことではないかな。

いずれにいたしましても、それぞれのしつかりした専門性といえますが、ヨーロッパ史であれアメリカ史であれロシア史であれ、専門性に立脚してその視点から現代を問う直すということが、今一番大事なことでないかということ、地歴と公民とに分けさせていただく、これが趣旨だと私は確信いたしております。

以上でございます。

○高崎裕子君 それでは次に、白井参考人にお伺いしたいと思います。

白井参考人には二点お尋ねしたいと思うのですが、まず第一点は、高校生にとって社会科はなぜ重要なのでしょう。

それから第二点ですが、歴史というのは人文科学としての性格を持っている、だから社会科学としての性格を持つ社会科にはなじまない、したがって社会科から独立した教科にすべきという意見がありますけれども、この点についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○参考人(白井嘉一君) まず第一番目の高校生にとって社会科はなぜ必要か。私は、今日の高校生の現状、受験体制下の高校生の現状というもののについて三つぐらい問題を考えているわけでございます。一つは、先ほど申し上げましたように知識を受け身的に受け取るだけで自分なりの歴史像、社会像に結びついていないという問題。あるいは、これは高校生自身の責任ではないのですが、自分の回りの問題に非常に疎くなってきている。つまり受験に役立つことだけで自分の回りのことに非常に疎くなっている。あるいは、社会のとらえ方が非常に紋切り型になっている。

そのような現代の高校生の状況を見ますと、なおさら社会科の教育の精神というものを生かしていかないとまずいんじゃないか。そういう点では、私は社会科の、系統的な学問というものを現実の問題と切り結びながら学んでいく、そういうふうなことが必要で、なおかつ現代社会でやるような主体的に学習するということが必要になっている、そういうような役割を一つ持っているなと

思います。

なおかつ、社会科の中で非常に強調されている、一つの問題を非常に多面的、多角的に見るというそのような柔軟な社会認識の形成ということが今日の高校生にとって非常に求められている。そういう点では、高校生にとって社会科の必要性というの、現在の受験体制を考えれば考えるほど大事になっているのではないかな、このように考えております。

次の、歴史教育が人文科学としての性格を持っているという問題、これはいろいろ議論はされていたようですが、確かに歴史教育は人文科学的な性格を持っておりまして、ある意味では社会科学の性格でも語れることもございます。地理学に至っては、御承知のとおり理学部で地理学をやったりするようなところもありますから、自然科学的な側面も持っている。

そういう意味では、人間と社会を考えるという社会科の基礎となる学問というのは、非常に人文科学的あるいは社会科学の、場合によっては自然科学的な側面も含み込みながら立てられていると思いますので、それを機械的に、人文科学的なものはこちら、歴史は人文科学的だから地歴科にやってそれ以外は公民科というふうにはできないし、社会科の精神からは問題ではないか。

現に公民科の中には、倫理というのはこれは一番、歴史学以上に人文科学的性格を持っているわけでございますが、やはり公民科の中に置かれておりますし、そういう意味では地理歴史科、公民科というのは、そのような観点ではなくて、人間と社会をとらえるさまざまな学問的なものを踏まえながら社会科として押さえる、そういう点が必要なのではないかなと考えております。

○高崎裕子君 それでは次に、市川参考人にお尋ねしたいと思います。

社会科を地歴科と公民科に区分することについて、これはいろいろなプロセスがあっても教育課程審議会が結論が出たの見解があるわけですが、これも、この点についてどのように思われますか。

しょうか。

○参考人(市川博君) 結論が出たということについて、どういようにお答えしていいかわかりませんけれども、私としては、先ほど申し上げましたように委員の選任または審議のプロセスにおいて非常に大きな問題がある。そういう点で、やはり少なくとも地歴科、公民科の分化につきましては、まだ完全実施まで時間がありますのでもう一回再検討していただきたい。そしてもう一回再検討した上で、あるべき姿で一回、本当の意味で生徒にふさわしい教育のあり方というものを考えていただきたい、そのように考えております。

○高崎裕子君 終わります。

○池田治君 今まで参考人の先生方のいろいろな話を聞きまして、歴史が必要である、特に国際化の時代に向けて世界の知識を体得することがいかに重要であるかということはおわかりましたし、また、現在は国の転換期でもあり世界の転換期でもある、特に世界が重要だということもよくわかりますが、その世界史を必修にされた理由、並びに、現在の教育課程の中でこれが取り扱われずにわざわざこれだけを分離されて独立させたという理由、これを木村参考人並びに梶原参考人にお聞きします。

○参考人(木村尚三郎君) 日本の歴史の方は、小学校から学んでおりますし、何せ日本の歴史でございますからなじみがございまして、世界史につきましては、中学のときに近世の十六、十七世紀から後、日本に関係する限り世界の歴史についても学ぶということでございまして、世界史それ自体を全体として学ぶという場合は小学校、中学校では与えられていないわけでございます。

したがって、高校の段階で初めて、より広い視野、世界諸地域の視野から日本を考え直すという意味では世界史を初めて全体として学ぶという意味で、やはり必修にすることが大事ではないか。ほうっておきますと、そういった諸地域についてわからぬまま何といいますが日本を愛するようになりますと、偏狭な国家主義も出てきかねないわ

けでございますので、したがって世界史を必修にすることは今の教育の状況からいいますと不可欠だと思っております。

と同時に、地歴と公民につきましては、先ほど先生の御質問の中にございましたように、やはり歴史的な物の見方というものが今ほど求められているときはないのではないかな。単に自分の国の過去の栄光とか失敗を記憶するのではなくて、これから後の生き方というものを今までと違った視点から掘り起こしをする。

例えばヨーロッパ史ですと、今まで成功した時代の歴史が掘り起こされておまして、十二、十三世紀のヨーロッパの中世、ロマネスクとかゴシックの時代、あるいは革命の時代、こういったものは非常にスポットライトは強く当たっておりますが、十四世紀、十五世紀から十七、八世紀の時代、このところが、近代国民国家も成立せず封建社会が崩壊するというところで……

○池田治君 先生、簡単に結構です。

○参考人(木村尚三郎君) はい。というところで、何といいますが、余り今までスポットが当たってなかったところでありまして、そこにこれからスポットを当てていき、新しい知恵を掘り起こすということが大事だと思うわけでございます。

以上でございます。

○参考人(梶原康史君) 第一点の世界史を必修にする件についてでございますが、先ほど木村先生の方からお話がありましたように、小学校、中学校におきましては十分な世界史の指導というものはなされていない。今日、国際化が非常に進んでおります中で、世界の国々の成り立ちとかあるいは地域の文化圏なんかにつきまして、これは私たちがいたしましては十分に国民教育の上に位置づけなきゃならないというこの必然性から特にそういうことが求められてきておると思っております。

もう一つ、地歴と公民との分離でございますけれども、高等学校になってきますと、私が

先ほど述べましたように、教えていきます中で基礎的に基本的な専門性とかあるいは系統性というものを教師の方で身につけてなかつたら、本當に子供たちに豊かなそういう教育内容を与えることができない。といたしますと、非常に幅広い教科の中でございまして、この際にそういう二つの分離を考へることによって先生方の専門性を深めていく必要があるという観点からこの必要性を思ひましてでございます。

○池田治君 学問的専門性ということと教育的専門性、学問的系統性ということと教育的系統性、これを白井先生がお話しになりましたけれども、私はまだ高等学校の生徒の発育段階では、教育的な視野といひますか、学問をするための力を養う能力、こういうものを磨き上げれば足りるのじやないかと思つておりますが、それはそれとしまして、しからば世界史のみを必修にして日本史は必修にしない、これが一つの問題だし、また地理も、今は地球規模で公害が発生しております、地球温暖化の問題なんかも日本だけでは解決できない問題になりました。その意味では地理もまた必修にしない、歴史のみではちよつと片手落ちではなからうか、こういう意見を持っておりますが、市川先生、白井先生にお願いします。

○参考人(市川博君) 先生のおっしゃっているとおりであります。それ以上つけ加へることはないわけでありまして。

教科というのは、実はその文化遺産をある枠でもつて枠づけしたものにしかすぎません。本當の意味で教科をやろうと思つたら合科的にせざるを得ないということがあります。例えば公害の問題でもそうですけれども、排気ガスとかそれから工場排水の問題がどうしていけないのか、あるいは農業の問題がどうしていけないのかという理科的な勉強をしなれば社会科の勉強になつていかな

い。そういう意味におきましては、大切なことは、そういう科目や教科、またそこにおける知識というものを結合して問題解決に生かしていく力であ

ります。そのことが一番大切なことであります。内容を教えるということが教育ではないということとを改めて申し上げたいと思ひます。

○参考人(白井嘉一君) 世界史とかあるいは地理とか社会科の中の系統的な領域というものをどれを必修にするかどうかという点については、私の所屬しております社会科教育学会の中でもいろいろ議論がございまして、私は今、委員がおつしやいましたように、場合によっては地理とかあるいは現行のように現代社会をむしろとる。そういう意味では、どれを必修にするかという議論はさまざまあるかと思ひます。そういう点では、どれも必修にしながらあるいは世界史というものを必修にするという議論はやはりあるのではないかと、私も同じように考えております。

ただし、その際に、世界史を必修にするということと、それを社会科という教育的な系統性の枠の中で考へるかどうかという点については別の問題がございまして、やはりあくまでも世界史重視というところを社会科という教育的な系統性の枠内で考へる、そのことを、高校生というやがて社会人になりあるいは大学で専門的な学問をするための重要な段階において組み立てるべきではないだろうか、このように考えております。

○池田治君 いろいろお話を伺つてわかつてまいりました。今、参議院で法案の審議をやつておりますのは免許状の改正問題、地理と公民との分離ということの問題になつていまして、その免許状も改正になるということになつております。もしこのまま進んで地理のみを中心とした教育が行われるとすれば、その生徒に及ぼす教育効果といひますか、どういふ結果が生じるだろうか。特に日本国憲法並びに教育基本法との関係で、白井先生にお願いいたします。

○参考人(白井嘉一君) 私は、地理歴史科、公民科といふふうに分けてしまふという方式をとつてしまふと、ややもすると現在の受験体制における系統、知識の詰め込みなそう

い問題等も出てくるかと思ひますし、何よりも、私が強調しておりますなぜ社会の知識を学ぶのかという際に自分の身の回りの現実の問題と結びつけながら系統的な知識を組み立てていくという、そのような社会科の精神といふものがこのままだと失われていくのではないかなという問題が一点でございます。

もう一点は、私は大学における教員養成に携わる者といひまして、今、新しい教科が二つつくられることによって、それに対応するために私も大学においていろいろな関係の委員をやつたりしておりますが、非常にやりくりして、結局は人員増にもならないまま、条件整備もならないまま非常に片手間になつてしまふような、あるいは非常勤講師で賄つてしまふような、そういうおそれを今考えております。以上です。

○池田治君 ありがとうございます。

○委員長(柳川覺治君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑はこれをもちまして終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。参考人の方々におかれましては、長時間にわたる貴重な御意見をお聞かせくださりましてまことにありがとうございます。本委員会を代表し、厚く御礼申し上げます。(拍手)

午前の審査はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(柳川覺治君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年及び昭和六十三年における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○西岡瑠璃子君 私は、私学共済組合法の問題にかかわつて幾つかお尋ねしたいと思ひます。

私の出身県、高知でも、教育振興をなされば国家衰うなどという誇り高い建学の理念を掲げまして、公立不振の教育界で健闘している特徴的な私立学校が数多くございます。いろいろ種類はありますけれども、十八校ぐらいございます。私もまた私立学校に学びました。ですから、そこに働かれる教職員の方々の社会保障や福利厚生の実を図ることは、私学振興政策の最も重要な柱であると理解しているわけでございます。

さて、私学共済組合が設立されるまでの私学の教職員は、短期給付は財団法人私学教職員共済会または健康保険、長期給付は財団法人私学恩給財団及び厚生年金の四つの制度に任意に加入していただつております。しかも、これらの制度はいずれも、給付の種類や内容の点で、あるいは財政的基盤の面で不十分な実情にあつたと聞いております。

そこで文部省に、長期、短期それぞれどのような実態にあつたのか、年金とか医療の実態についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤次郎君) お答え申し上げます。私学共済組合が設立されるまでの間、私立学校の教職員は、今、先生御指摘がございましたように、医療給付につきましては財団法人私学教職員共済会または健康保険、また年金給付につきましては財団法人私学恩給財団または厚生年金の四つの制度に任意加入していただつております。これらの制度につきましては、給付の種類あるいは内容の点、また財政基盤の点で大変不十分な実情にございました。そういうことから、当時、私立学校の教職員の関係者から、私立学校の全教職員を包含して国公立学校の教職員の共済制度との均衡を保つていこうという制度をぜひつくつてほしいという声が大変高まってきたわけでございます。そういう状況のもとで、昭和二十八年に私立学校教職員共済組合法が制定されまして、昭和二十九年

一月一日に私学共済組合が発足した、こういう状況でございます。

○西岡瑠璃子君 二十九年に私学共済組合が実際にスタートしたわけですが、それらの制度でどの程度給付水準が向上したのでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(佐藤次郎君) 私学共済組合が二十九年に発足いたしました当時は加入の学校数それから組合員数は非常に少のうございまして、当初は加入の学校数は約三千四百校、組合員数は約五万人でございまして、年金受給者は千二百人程度というものであったわけでございます。今日では、六十三年度末におきまして加入学校数が約一万三千校、加入組合員数が三十八万六千人、受給者数は八万九千人を超えているということでございまして、受給権者等から見ましても数十倍の伸びを示しているわけでございます。

また、この私学共済制度は国家公務員共済組合との均衡を考へまして制度につきましてもいろいろ改善をしてきたわけでございます。その給付の内容また負担につきましても、最近では、被用者年金制度全体の一元化に向けて給付、負担の公平を保つという観点でいろいろ検討が加えられている、そういう状況でございます。

○西岡瑠璃子君 私学の教職員はこの私学共済組合の誕生を大変喜んだと思ひますし、また今後もその発展を期待していると思ひます。けれども、現在、私学共済組合の長期、短期の給付水準は他の共済組合や制度と比較してどうなののでしょうか、また発足当時と比べていかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(佐藤次郎君) 先ほど申し上げましたように、私学共済組合の年金につきましては国家公務員共済組合法を準用しております。その給付の水準におきましても、現在は国家公務員共済組合の年金と同じ水準にあるというふうに考えております。

制度の発足当初から制度をいろいろ充実してまいりましたので、給付の水準は高まっております。

いうふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 それでは、私学共済の掛金について伺いたいと思ひます。

私学共済組合の長期、短期の掛金は、事務費財源、福祉財源を含めて、労使の合計で、それぞれ千分の百四・五、千分の八十・五となっておりますが、これは他の共済に比べていかがでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 他の共済組合の掛金との比較ということでございますので、二、三、他の共済組合の例を申し上げたいと思ひます。

国家公務員共済組合でございますが、本人の負担という点に限って申し上げますと千分の七十六、これは本年の十月からの引き上げを含んだ数字でございます。なお、そういう意味で申し上げますと、私学共済につきましては、事務費を除きますと本人の負担が千分の五十一ということでございます。

それから公立共済につきましては、本年の十二月から引き上げがございまして千分の八十八、農林共済は、六十一年の四月からでございますが千分の六十七、それから厚生年金につきましては六十一年十月から千分の六十二でございまして、これは現在、法案が出ておりました、掛金の引き上げの方向で検討が進められているというふうに聞いています。

今申しましたようなそういう数字から見ますと、私学共済の掛金率というのは、長期の場合、他の制度に比べてかなり低いということが言えるのではないかと申すわけでございます。これは、私学共済年金制度の発足が比較的新しいこと、そして、発足当時は先ほど申しましたように五万人の教職員が発足したわけでございますが、私立学校がその後急速に発展をいたしまして組合員が現在三十八万を超す、こういう状況にございまして、全体の年金財政を支える基盤が大変大きくなっているという点、また年金の受給者が現在のところと比較的、他の年金に比べますと割合が低いということがあるわけでございますが、年金は長期的に見なければいけないわけでございますが、今後はそういう受給者が多くなってくるわけござ

いますので、十分そういう点を考慮して長期財政に取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 長期の掛金は他の共済に比べて比較的低いけれども、短期の掛金率については余り低いところに位置する水準ではないとおっしゃるわけでございますか。

○政府委員(佐藤次郎君) 長期に比べますと短期につきましても、他の共済年金等と比べまして若干低いという状況でございます。

○西岡瑠璃子君 いずれにいたしましても、私学共済につきましては制度発足以来、長期、短期ともに順調に運営されてきているというふうに理解いたしました。

その健全財政運営ができた原因というのは、先ほどちょっとお触れになりましたけれども、どこにあるとお考えでしょうか。組合員の年齢構成とあるいは成熟度が低いということも要素だとは思ひますけれども、ほかに何か具体的な要因がございましてでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 先ほど申し上げましたとおりでございますが、歴史が浅くて、組合員が当初五万人であったのが急速に三十八万と、こういうことでございまして、年金の対象者がまだ少のうございまして、そういう意味で、組合員全体が非常に広がりがあつた、その中で少ない年金の受給者を支えていくということが一番大きな原因になつておるわけでございます。

○西岡瑠璃子君 比較的順調に推移をしてきた私学共済であると言へるかと思ひますが、今もおっしゃいましたように、今後は必ずしもそうはいかないのではないかと、今後は必ずしもその減少に伴つて学校数、教職員数の減少が余儀なくされているということ、そして法律改正によつて六十五歳以上の在職支給制度が導入されていること、また組合員の高齢化によつても、今おっしゃいましたように将来の給付総額がふえていくということとは明らかであると思ひます。

こうした成熟度の高さにつれていろいろな要素

が出てくると思ひられますけれども、短期、長期に分けてそのさまざまな要素、統計的な数値的といひましようか、推計も含めてそういったものを具体的に示していただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤次郎君) まず短期経理の方から申し上げます。

短期経理につきましては、昭和四十六年の十月に掛金率を千分の七十三に改定して以来、昭和六十年までは毎年黒字を計上していたという状況にありつたわけでございます。しかし、昭和五十八年に導入されました老人保健制度による老人保健拠出金の増というございまして、六十一年度から単年度で赤字を出す、こういう状況になつてまいりました。六十三年度には約八十三億円の赤字を計上したわけでございます。したがって、そういう状況の中で掛金率を千分の五引き上げまして千分の七十八とさせていただきますところでございます。

今後の見通しでございますけれども、依然として全体の短期財政につきましては悪化が続いておるわけでございますので、本年、千分の五引き上げたわけでございますが、来年も引き続き引き上げざるを得ない、こういう状況でございます。

○西岡瑠璃子君 厳しさの状況はよくわかりましたが、その短期経理の円滑な事業運営ということ、当面、千分の十程度の掛金率のアップが必要だったけれども、余りにも急激過ぎるということ、平成元年度からは千分の五引き上げたということでございます。その厳しさの最も原因とするところはどこでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 短期経理につきましては、従来、掛金率を据え置いてきたわけでございますが、昭和五十八年度から老人保健制度が実施に移されまして、その老人保健の拠出金がだんだんふえてきたわけでございます。そういう関係で短期の財政もなかなか苦しくなつてきている、こういうのが一番大きな原因の一つかと思ひま

す。

○西岡瑠璃子君 その私学共済の短期経理のこう
した厳しさから、標準給与の上限を政令で決める
場合、他の共済より高く決定することもあり得る
でしょうか。平成元年十月実施では七十一万円と
何っていますけれども、今後の方針としていかが
でしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 今回、法案改正の主要
点の一つとしたしまして、標準給与表の改正をお
願ひいたしているわけでございます。その中で短
期の標準給与につきまして現在の四十七万を、長
期の方は今回五十三万に改善をお願いするわけ
でございますが、その五十三万にさらに上積みした
等級を政令で定めるところにより置かせていただ
く、その上限を一応七十一万というふうに考えて
いるわけでございます。

これは健康保険の場合に既にそういう上限が七
十一万という実態を見ており、なお国家公務員共
済組合もそういう横並びの改善を今回行おうと
いうことでございまして、私学共済もそれに倣っ
てそういう改善を行おうというものでございませ
が、これは応分負担の考え方に基づいてございま
す。特に、短期財政の悪化、掛金の引き上げとい
うことが若し組合員の大変な負担になっておるわ
けでございますので、給与に應じまして短期の掛金
を引き上げさせていただくことを考えている
わけでございます。

○西岡瑠璃子君 それでは、私学共済の未加入校
についてお聞きしたいと思っておりますけれども、現
在どのくらいございしますか。

○政府委員(佐藤次郎君) 私学共済の加入校につ
いての状況でございますが、先ほど私学共済が設
立される前の事情については御答弁申し上げたと
おりでございますが、当時、短期についても長期
についても、厚生年金とか健康保険とか、既にそ
ういう制度に入っていた学校があるわけでござい
ます。そういう意味で、制度ができたからといって
そういう学校につきましては私学共済組合に入っ
ても入らなくてもよろしいという選択の道が与え
られていた。そういうこともございまして短期と

長期の未加入のところがあるわけでございませ
う。その状況を申し上げますと、全体で五十校で
ございまして、このうち三十校が短期、長期いづれ
にも加入していない学校でございまして、その代
表的なものとしては、早稲田とか慶応とかそ
ういった大学がございまして、それから短期のみ
の非加入が十六校、長期のみの非加入が四校、こ
ういふ状況にあるわけでございます。

この加入の問題につきましては、私どもも、私学
振興の観点に立ちますとできれば全私立学校が加
入していただくということが一番望ましい姿では
なからうかと思っております。新しい新設した学校については、現
在の法律でも、新しく新設した学校については強
制加入という形にさせていただいておるわけで
ございまして、この加入問題については、昭和四十
八年にも議員提出におきます法律で、現に加入を
していないところの学校につきましても組合員の合
意が得られればそういう加入の道を開くとい
うことの措置をとったわけでございまして、現時
点ではそういう学校がなおかつ非加入の状況にあ
る、こういうことでございまして。

○西岡瑠璃子君 未加入校が加入をしないとい
う理由については、他の制度、例えば厚生年金とか
あるいは健康保険の制度に加入して、それが
もう既に定着していると見ていらっしゃるわけ
です。未加入校が私学共済に加入をする意思は
ないというふうに見られて、加入の門戸をお開
きになるといふお考えはないわけですか。

○政府委員(佐藤次郎君) 先ほど申し上げまし
たように、昭和四十八年の制度改正の際に加入措
置が講ぜられた法律が施行されたわけでございま
すが、そのときに学校法人には、これが最後の機
会なのでよく御検討の上結論を出してほしいとい
う旨、御連絡をしたわけでございまして、先生の御
指摘がございしましたように、この未加入校にお
きましては既に厚生年金、あるいは短期の場合は自
ら健康保険組合というものを持っておりますし、
また保有財産もあるわけでございまして、長い間

そういう形で定着をしておる、また掛金も
個々の健康保険組合で独自に定めておりますの
で、現在の私学共済よりも不利になるとか有利に
なるとか、個々の学校の判断があらうかと思
うわけでございまして。

いづれにしても、これは四十八年のときも
ございしましたが、組合員の御意向といま
すか、私どもは進めているわけでござい
ますので、これ
が今後、年金制度の一元化を平成七年を目
指してや
っているわけでございしますが、そういう
御意向があった場合には、またその時点
でいろいろ考えさせていただきたいとい
うふうに考えてお
ります。

○西岡瑠璃子君 わかりました。
それではちょっと問題を変えて、私学共
済組合の事務所移転の問題が起
こっている
わけでござい
ます。昨年七月の閣議決定で組
上にな
がって
いるとい
うことを
伺って
います
けれども、
現在ど
うな状
況にな
って
おる
ので
ござい
ますか。

○政府委員(佐藤次郎君) 先生お尋ねの点は、国
の行政機関等の移転の問題であらうかと思
います。これは東京の一極集中を是正を
図って国土の
均衡ある発展を進めていくというこ
とで、昭和
六十三
年七月
に閣議
決定を
行いま
した。政
府全体
として
四十九
機関一
部隊が
移転対
象機関
、三十
特殊法
人が移
転要請
機関と
いうふ
うにさ
れたわ
けで
ござい
まして、
これら
につき
まして
は本年
の八月
二十四
日に移
転先地
または
移転候
補地の
取りま
とめが
行われ
たこと
でござ
います。

一方、お話がございました私学共済を含む三十
の特殊法人につきましては、ただいま申し上げ
したグループとは別に、同じ閣議決定におきま
して、関係省庁においてその機関の性格を配慮し
ながら、移転の趣旨を踏まえて移転を推進する方
向で別途検討を行うこととするというふうにな
された
わけで
ござい
ます。そ
の後、
この閣
議決定
を受け
まして
文部省
及び私
学共済
組合に
おきま
しては
検討を
進めて
きてい

るわけでございまして。また政府レベルにおきま
しても国の機関等移転推進連絡会議におきまして
検討を続けておるわけでございしますが、現在
はこの国の連絡会議におきまして、閣議決定の趣
旨を踏まえて引き続き検討を行うことという
ふうになされておるわけでございまして。

なお、この問題につきましては私どもは私学共
済組合と密接な連絡をとって検討を進めて
おるわけ
でござ
います
が、私
学共済
組合か
らは、
業務の
遂行に
当たり
まして
特に中
央省庁
とか私
学関係
団体と
密接な
連絡が
必要で
あらう
という
こと、
また年
金財源
の運用
に当た
りまし
ていろ
いろな
金融機
関等と
の情報
交換、
連絡が
必要で
あらう
という
こと、
また、
本部事
務所が
湯島金
館にあ
るわけ
でござ
いまし
て、そ
ういっ
たもの
の転出
がなか
な難し
いので
はない
かとい
うよう
なこと
等、い
ろいろ
の問題
点があ
るとい
うこと
は報告
を受け
ており
ますの
で、私
どもと
しては
これら
の問題
点を十
分踏ま
えてこ
の問題
には対
処して
まいり
たいと
いうふ
うに考
えてお
ります。

○西岡瑠璃子君 ただいまその移転に伴ういろ
いろなデメリットを述べられたわけですが、
そのほかにも、本部共済に勤めていらっしゃる職
員の方が通勤交通上いろいろな不便をかか
つたよ
うなこ
ととか、あるいは地方へ出ますとどう
しても学校の配置状況から遠くなりま
すから文書通信費もかさむとか、さ
まざまなデメリットが出てくる
と思う
わけで
ござい
ます。ど
ちらに
いたし
ても、
さつき
お話し
ました
ように
私学共
済の意
向とい
うもの
を十分
に反映
して対
応して
いただ
きたい
と思
います。

この点について大臣のお考えをお聞かせいた
だきたいのですが、どうしても移転する方向で検
討を進められていらっしゃるのですか。
○国務大臣(石橋一弥君) お答えいたします。
この問題につきましては、政府の一極集中排除
の考え方、その排除の仕方といったしましても私も

いろんな意見は持っております。例えば中央集権的ないろんな意味における各制度、法律、これを徹底して地方団体に権限を移譲する、これなんかは大変効果があるものではないかなという意見等もあります。

いずれにいたしましても、本問題は既に前任者の当時に話がついておるといって立たされております。でも私といたしまして、行政改革そのものの目的はスムーズに仕事ができることにあるわけですから、当然この問題につきましても、この場合は私学共済でありまして、私学共済の意見を十分尊重しながら対処しなければならぬ、こんなふうなことを考えております。

○西岡瑠璃子君 最後に、私学の父母負担の軽減に関しまして、毎年、予算編成時に教職員や父母の方々が助成金の増額を求める署名活動などに取り組んでいる姿を私もかつて見てまいりました。そういう立場で、私学に対する国の積極的なバックアップ体制をぜひとも要望したいと存じます。

また、今後とも、私学の果たす役割の重要性に照らして、私学教職員の福利厚生や労働条件の改善も含めまして私学共済の充実のために積極的に取り組んでいただきたいと存じますが、文部大臣の御決意のほどを伺って、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(石橋一弥君) 今の御質問、一つは私学助成のことですが、これにつきましては基本的な問題でありますので、大変難しい国の財政事情でございますけれども、今後とも私学の役割の重要性をよく考えまして私学助成の推進に努力をしてまいれる所存でございます。一番もとはパイを大きくしなければならぬかというわけではないわけですが、とにかく一生懸命にやっつけていきたいと思っております。

それから第二点の年金制度のことです。要は、一元化の問題その他でございますけれども、要は、私どもの立場は、私学共済組合の設立の経緯及びこれまでの同組合の果たしてきた役割を十分念頭に置きながら、長期的に安定した制度を維持

できるようにこれからも一生懸命にやりたいと思っております。

○西岡瑠璃子君 よろしくお願いいたします。

○粕谷照美君 西岡委員の質問に引き続きまして、グブの部分もありますけれども質問をいたします。

最初に、大体この私学共済法は国家公務員の共済組合法を準用する形でつくられておりますが、衆議院の方から回ってきたものも含めまして、ちよつと御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(佐藤次郎君) 今回、政府から御提案いたしました法案の主な改正点及び衆議院における修正の内容について申し上げます。

まず標準給与表の改正でございますが、先ほど申し上げましたように、標準給与の等級の上限を四十七万から五十三万に引き上げさせていただきます。短期につきましては政令で定めるところによりましてさらに上位の等級を加えることができるようにさせていただきますというふうに考えております。この改正規定の適用でございますが、政府案では元年の十月でございますけれども、衆議院の修正によりまして、法案の施行日の属する月ということに現在なっているわけでございます。

次に、標準給与の再評価のことについて申し上げますが、退職共済年金等の額の算定の基礎となります標準給与の月額につきまして、社会経済情勢の変動を勘案したいわゆる再評価を行うことにより給付水準の改善を図ることといたして行われております。これにつきましても実施時期は、政府案では本年の十月でございますが、衆議院の修正によりまして本年の四月に繰り上げて行うということになっておるわけでございます。

次に、六十五歳以上の在職教職員に対する年金の支給措置の関係でございますが、これは私学共済独自の改正でございます。私学共済の教職員の雇用の実態及び厚生年金保険における取り扱いとの均衡を考慮いたしまして、今回、私立学校に在

職する教職員に対し、六十五歳に達した日の前日に退職したものとなして年金を支給することとしておるわけでございます。なお、この支給に当たりましては、一定以上の高額の給与を受ける者につきまして政令によりまして、その給与の額に応じて年金額の一部を支給を停止するという措置をとることといたしておるわけでございますが、これにつきましては平成二年の四月から実施を予定しております。

次に、理事の任命方法の変更でございます。私学共済組合の役員に任命につきましては、行政改革の趣旨に沿いまして、理事は理事長が文部大臣の認可を受けて任命するという改正をお願いいたしております。

また、先生御指摘のように国家公務員の準用規定が多くあるわけでございますので、その関係について次に申し上げます。

年金額のうちで基礎年金相当の定額部分及び配偶者等に係る加給年金、そういった額の改善が行われております。この実施につきましては、政府案では十月でございますが、四月に繰り上げて実施することになっております。

また、年金支払い回数でございますが、現在、年金支払い回数は四回、三カ月に一度ということになっておるわけでございますが、これを年六回、二カ月に一度にふやすことを御提案申し上げておるわけでございます。なお、この実施時期につきましても、政府案では本年の十月でございますが、これは法案の時期との関係もございまして、衆議院の修正によりまして平成二年の二月からということになっておるわけでございます。

次に、完全自動物価スライド制の実施についてでございます。従来もこの物価スライド制は実施されてきたわけでございますが、消費者物価指数が五%以上変動した場合に政令でそういう改定措置がとられることになってきたわけでございます。今回は、消費者物価指数の上昇率に應じまして政令で自動的に年金額の改定を行うことができ

るようにしようという改正の内容でございます。これにつきましては平成二年四月から実施を考慮しておるわけでございます。

さらに、在職中の低給与者に対して支給する年金の支給割合の変更の問題でございます。現在、給与の低い方々に例外的に在職中でも年金の一部が支給されておるわけでございます。この支給率の刻みが現行では三段階でございますが、政府案ではこの刻みを五段階にふやすというのを御提案したわけでございますが、衆議院の修正によりまして、さらに二段階ふやして七段階の刻みにするというところに現在なっているわけでございます。

次に、出産手当金の支給期間の延長でございますが、健康保険法による支給対象期間等を勘案いたしまして、多胎妊娠の特例及び出産日以後の期間の延長を行うという改正も同時に行うということにいたしてございます。これにつきましては公布の日から実施をするということになっているわけでございます。

最後に、物価スライド関係の規定の関係でございますが、先ほどの標準給与の再評価等との関連もございまして、政府原案では年金額の改定特例法の改正を提案していたわけでございますけれども、再評価の実施時期が十月から四月に繰り上がりましてこれに吸収されましたので、関係規定の削除及び題名を改めているということでございます。

以上でございます。

○粕谷照美君 私どもこれを見て、法律が随分おかれて送られてきたから、これがいつ成立するかということでも自動的に月が違ったものもありまして、また保革伯仲というようなことが前提にならなくて、いろいろと議論のあったものがとにかく一応の結論を見てこのようになつて提案されてきた、逆に言えば前進面もある、こういうふうなことを考えているわけですが、この修正で送られてきたもので、財源上、収入、支出、変化をもたらすようなものがありますか。

○政府委員(佐藤次郎君) これは財源の問題でま
いりますと、実施の時期が十月から四月に繰り上
がつてくるということで、再評価に伴います給付
改善、それから基礎年金等の改善に要する経費と
いうのは当然必要な経費になってくるわけでござ
います。

○粕谷照美君 では後で少し具体的にお伺いする
ことにいたします。

先ほど説明のありました国家公務員等共済組合
法の運用により改善措置が講じられる事項の中
で、出産手当金の支給日数の延長というのがあり
ますね。労働基準法が変わったわけですから、産
後の四十二日というのが五十六日、多胎妊娠の場
合は七十日になるというのは当然のことだとい
ふに思うわけでありまして。これは労働基準法上
は、出産で休んでも給料は支払わなくてもいい、
こういうふうになっておりますね。それは最低の
基準でありまして、組合が強いかどうか、ある
いは労働協約がどういうふうにか決まるか、ある
いは使用者の側の理解がどうであるかによりまし
て、給料というのはいろいろな形で支給をされて
いると思います。

まずその出産手当について、出産のために休ん
だ休業手当というものがあつたらそのこと
について説明をしていただきたい。

○政府委員(佐藤次郎君) 今回、改正でお願いし
ておりますのは出産手当金の支給期間の延長でござ
いますけれども、これは健康保険法におきます
支給対象期間等を勘案しまして改正を行おうとい
うものでございます。今回の改正では支給対象と
なります日数を、産前につきましては多胎妊娠の
場合に限り七十日まで、産後につきましては一般
的に五十六日まで延長することができるとい
うのでございます。

私学共済におきましては既に昭和六十一年度から、
組合独自の付加給付をいたしまして今回の改
正と同様の内容の措置をいたしてございます。そ
の状況をちよつと申し上げますと、法定給付でござ
います出産手当金につきましては昭和六十三年

度の実績で三千百五件、経費にいたしまして九億
四千万が支給されております。また、今回の改正
案でお願いしておりますが、組合独自の付加給付、
出産手当金付加金といたしまして、同じく昭和六
十三年度実績で二千九百一件、金額にして一億六
千万が支給されている、こういう状況でございま
す。

○粕谷照美君 この「私学共済の概要」というパ
ンフレット、これは毎年精力的に出していらっ
しやるんですけれども、若い方がつくられるので
しょうか、虫眼鏡でないと見えないような感じが
するんですが、これを見ますと、私、私学共済にお
いては子供を産みながら働いている女性が多い
のではないかと思ふんです。手当金だけいた
だいて、はい、あとは御勝手にという方もいらっ
しやるかもしれませんけれども、そういう女性が
ふえている。逆に言えば私学がそういう女性を採
用して働いてもらっているという形になります
が、労働するということが当然のようになってき
ていることをこのパンフの中の出産費件数を見な
がら大変喜ぶわけでありまして。

しかしその一方で、二十五、二十六になったら
もうやめなきゃならないような状況もつくり出さ
れている。幼稚園とか、あるいはもつともっと
厳しい労働条件での各種学校あるいは専修学校と
いうものがあることもまた具体的に見てはいるん
ですけれどもね。

この給付一覧表を見てみますと、出産手当と
いうのは欠勤して給与が減額されたときに支給す
るといふふうになっております。したがって減額
されないで満勤した場合にこの出産手当金、休
業給付は出されないというように読めるわけであ
ります。そしてその支給の内容は、標準給与の日
額の八割または六割、こういうふうに書いてあり
ますから、逆に言うとう金額は保障されないとい
ふふうに読めるんですね。そして出産費については
これはいわゆる保険給付として月額の一カ月分、
最低保障が二十万円という形で出る、こうなっ
ているわけでありまして。

大体この私立学校等におきまして、労働協約と
かあるいは就業規則とかいろいろな規則があると
思いますけれども、そういう中で、出産をしたと
きの給料が保障されているというのはいくどく
の率であるのでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) ただいま先生の御指摘
がありました実態でございますが、私もちよつ
とつぶさに掌握をいたしておりますので、恐縮
でございますがそういう状況でございます。

○粕谷照美君 この出産手当ですが、休業給付の
方はその母体、私立学校とか大学あるいは幼稚園、
そういう母体で二割の給料を出さなければ支給し
ないということを知っているのですが、それはわ
かりませんでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 御指摘のとおりでござ
います。二割出さないとけない、こういうこと
でございます。

○粕谷照美君 そうしますと、労働基準法の最低
はるかに突破をして、私学共済は女性が子供を
産み働き続けるための条件整備がある程度整って
いるように私は読み取りました。これがぜひ、八
割だの六割だのということになしに一〇〇%出て
くるような条件ですね。国公立準用なんですから、
義務制の例えば小学校、中学校の先生、国公立の
先生が出産したときにはきちんと保障されている
んですから、そういうものが準用できるような形
をとっていくことが私は大事なのではないかとい
う考え方を持っているわけでありまして。

しかしそういう意見は、使用者側の方からい
えばとんでもない話ですね、たくさんお金を出さな
きゃならない。お金をたくさん出すということは、
別に営利事業じゃないわけですから授業料という
問題が出てくる。あるいは国からの補助金、助成
金が必要になってくる。こういうことになろうか
と思ふんですけれども、でも、やはり働く人たち
の意見というのを大事にしなきゃいけないと思
うんですね。

そこで、組合員の意見などが入るような条件と
いうのが大変必要になってくるだろうと思ふん

ですが、運営審議会の中でこういうようなことが問
題になったことはございましてすしうか。

○政府委員(佐藤次郎君) ただいま突然のお話で
ございましてので、過去において運営審議会が具
体的にこの問題が取り上げられたかどうかとい
うことは承知してないわけでございますが、ただ
運営審議会は、共済組合の長期、短期、特に短期に
ついてはいろいろな角度から検討していただ
いているというふうに向つておりますし、また、現在、
出産手当金につきましても、法律の制度はないわ
けでございまして六十一年度から既に今回
の改正案の措置を私学共済で実現に移している
ということを考えますと、制度としては十分積極
的に取り組んでいただいているというふう
に理解をいたしております。

○粕谷照美君 次に、私学共済独自の、先ほど御
説明のありました六十五歳以上の教職員に対する
年金の支給措置、支給措置と書いてありますが支
給停止なんです。支給停止と書くのと支給措置
と書くのでは全然受けるイメージが違うわけであ
りますけれども、もっと具体的にこれを説明して
いただけますか。

○政府委員(佐藤次郎君) 今回、私学共済独自の
改正をいたしまして六十五歳以上の在職者に対す
る年金支給措置をお願いしているわけでございま
すが、これは具体的には、当分の間の措置とい
まして、長期給付に關しまして、二十五年以上
の組合員期間等を有する組合員が六十五歳に達し
たときは、その達した日の前日に退職したもの
とみなして退職共済年金の受給権を発生させ年金の
支給を行うものでございます。

また、この年金支給措置につきましては、受給
者が引き続き私立学校に在職し一定以上の給与を
受ける場合は、その給与の額に比して年金額の一
部を停止しようということで、これは具体的には
政令で定めていくわけでございまして、その政令
の内容としましては、支給制限対象者は短期給付
に係る標準給与の等級に比して最高八〇%か
ら最低八%まで十段階の刻みを設けていき

考えております。

○粕谷照美君 先日、説明のありましたこの法律案の提案理由の中に、「私立学校教職員の雇用の実態及び厚生年金保険における取り扱いとの均衡を考慮し、私立学校に在職する教職員に対し、六十五歳に達した日の前日に退職したものとなし、年金を支給することとしたしております。」という書いてあるわけですが、これを簡単に言えば、六十五歳に達する前日にみんな退職をしてもいいですよ、退職をしてももらった形にして年金を支給いたしますよという、総退職というように読んでよろしくございいますか。

○政府委員(佐藤次郎君) この制度は、六十五歳以上の在職の教職員、例えば私学の大学の方々が厚生年金等で既に支給を受けている、そういうアンバランスがあるではないかということ等もございまして今回こういう改正に踏み切ったわけでございます。

この制度は、六十五歳以上の在職している者がそのまま年金を受けるということでございいます。それで私学共済組合の制度の上では組合員としての資格を喪失させるということとございまして、学校の身分はそのまま存続をしていくということとでございます。

○粕谷照美君 組合員は六十五歳になっても今までは長期の年金をもらえなかった、しかしこの法律ができますと給料ももらえてそして年金ももらえます、しかしその給料の額によりまして、年金の方は八%減らされる人もいます、最高は八〇%減らされて二〇%しかもらえませんか、こういうことになるわけですか。

○政府委員(佐藤次郎君) 御指摘のとおりでございます。従来は、六十五歳以上の者でもそういう制度がございまして、年金はもらえない、しかし掛金は払わなきゃいけない、こういうことであったわけですが、今回のこの改正案によりまして、年金は受けて掛金は払わなくてもいい、こういうことになるわけでございます。

それで、先ほど来申し上げておりますように全体のバランス等も考えまして制限措置を加えているわけですが、この制限措置の基本的な考え方は、標準給与の平均が四十一万でございまして、その標準給与を上回る者につきまして、八%から、最高七十一万の高い給与の方については八〇%というものを支給停止させていただくという内容になっております。

○粕谷照美君 そうしますと、この法律が通ることによって今度は六十五歳以上で私学に勤めている方は年金が、私学共済の方は今までなかったけれどもそれが支給され、逆に掛金は私学共済の財源の中に入らない、こういうことになるわけですね。年金を出すけれども掛金はもらわない。

そうしますと、財源の上で今までと違っていて狂いが出てくると思うんです。その狂いは読み込んで財源を計算したものと思いますが、いかがですか。

○政府委員(佐藤次郎君) 先生おっしゃるとおりでございます。この六十五歳の支給の制度を実施した場合には今まで支給をしなかった者に対して支給をしていくことになるわけでございますが、この六十五歳以上の対象者が約一万六千人おります。そういう一万六千人の方々に年金を支出し、またその方々が従来払っておりました掛金が支払われない、こういう状態になるわけでございます。

そういう意味で、財政面におきましては大きな負担になってくるわけですが、平年度で申しますと、このために必要な経費は約百億程度となるわけでございます。

○粕谷照美君 大変問題がたふさんあってどこか質問していいかわからないのですけれども、そうしますと、詳しいことを知らない普通の共済組合員は、今度は六十五歳になったら給料ももらえない年金ももらえないんだ、大変得をするな、こう思ふかもしれないけれども、標準給与の高い人は年金を大幅に支給停止、削減をされるわけですから、逆に言うと大変損をするというような形にな

りはしませんでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 今、先生御指摘のございましたように、中には損をする人がいるのではないかと、こういうことでございまして、これはあくまでも、現在、給与を受けながらプラスアルファとして年金を受ける、こういうことでございまして、そういうことはしないわけでございます。

○粕谷照美君 この提案理由に「厚生年金保険における取り扱いとの均衡を考慮し」というありますけれども、これは具体的にどういうことを言うのでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) この六十五歳の在職教職員に対しての新しい制度改正を行う理由の一つは、厚生年金等との不均衡を是正しようということとが一つの大きな理由になっているわけでございます。

これは、先ほど来出ておりますけれども、早稲田大学とか慶応大学とかそういった幾つかの大学が、設立の当初の経緯もございまして厚生年金に加入をいたしているわけですが、厚生年金におきましては昭和六十一年の制度改正におきまして、六十五歳になると老齢という理由で全員に年金が支給される、こういう仕組みになっているわけでございます。したがって、同じ私立大学の教職員の中でも、厚生年金に入っている私立大学の教職員と私立学校共済組合に入っている私立大学の教職員との年金受給におきましてアンバランスがあるではないかということが特に指摘を受けていたわけでございます。厚生年金との均衡を保つというのはいささか意味でございます。

○粕谷照美君 確かにこの文教委員会でも、私学共済の先生方が年齢に達しても年金をもらえないのはおかしいではないか、もらえるようにしないという決議をしたように思いますが、支給停止などというように思いますが、それは全然触れなかったと思うわけでございます。そこで、それでは私学共済に加入していた方と厚生年金に加入

していた私学の教職員との間に均衡がとれて差がなくなってくるのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

まず、私学共済の加入者が厚生年金に加入した場合、つまり、例えば青山は私学共済ですね、その青山の先生が、さきから早稲田、早稲田とおっしゃっているから、厚生年金適用の早稲田に行かれて六十五歳になられた、こういうときに、私学共済の適用からは外れてしまつて所得制限の対象にならないのじゃないか、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(佐藤次郎君) 先ほど申し上げたのですが、厚生年金の場合は六十五歳になると老齢という理由で年金がすべての者に支給される、こういう仕組みになっているわけでございます。したがって、今挙げられました事例につきましましては、厚生年金の該当者ということで、その方がほかの大学へ行った場合でも年金は支給される、こういうこととでございます。

○粕谷照美君 それでは、同じ私学の教職員で、厚生適用私学の六十五歳以上の在職者とそれから私学共済適用私学の六十五歳以上の在職者との間では、標準給与四十四万円以上の者にとつては依然として格差が残るのではないのでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) そういう意味の格差は依然残るうかと思ひます。といいますのは、先ほど来ちよつと申し上げているのですが、私学共済の年金制度というのは国家公務員の共済制度と同じように共済年金制度でございまして、一方、厚生年金は、先ほど六十五歳になったら老齢ということで全員に支給されるという意味で、その取り扱いが異なっているわけでございます。一方、私学共済年金制度というのは共済組合の年金制度全体の中のバランスを考慮して制度を運営していかねばいけない。そういうことで、厚生年金とのアンバランスも考慮に入れ、また共済年金全体の均衡ある制度の維持ということも念頭に置いてこの制度をつくつていかな

きやいけないということで大変苦労した点でございます。

います。

例えば国家公務員の場合でも六十五歳以上の現職の方は、例えば裁判官とか、数は少のうございませうけれどもいろいろいるわけではございますが、そういう方は、今回そういう制度ができておらないわけではございますので支給の対象になっていないわけではございます。また、国家公務員で六十五歳以上で他の私立大学等に勤務したような場合におきましても、年金の支給の制度というのがございませう。そういうこともございまして、そういった教職員とのバランスというのでも十分考慮していかなくちゃいけないということで今回の措置がなされているわけではございますので、御理解をいただきたいと思います。

○粕谷照美君 確かに共済ですから、いい給付をやっているわけは結局お金が必要になってくる、そのお金はどこから持ってくるかといえは組合員から出してもらわなければならぬ、そうすると掛金の引き上げと、まあこういうふうなストレートには結びつかないと思いますが、理屈で考えればそういうことになるかと思いますが、それで十分やっていると、このことについて特に掛金率を高めるといふようなおそれはない、こうお考えですか。

○政府委員(佐藤次郎君) この六十五歳の在職支給の問題は、国会での決議もございました。また、私学関係者からも多年にわたる強い御要請もございました。そういったことを受けまして、制度的には、先ほど来申し上げておりますようにバランスからいいますと大変難しい点もあるわけではございますが、そういう中で今回、制度改正を御提案できるような状態になったわけではございます。

いろいろな意味で問題があったわけではございますので、実施の時期が多少ずれ込んできたのもそういう理由によるわけではございます。また、財源の問題も確かにあるわけではございます。特に私学共済は若い層の組合員の方も多くおられるわけではございます。そういったことも総合的に考えてこの制度を運営しなさいいけないということもござ

いまして、制限措置をとるとか、あるいは短期の標準給与についてはかなり上限を上上げて収入を図り、全体として若い方々にも今以上に負担をさせないように配慮をしたということもあるわけではございます。

毎年の支出につきましては、先ほど申しましたように約百億円の経費がかかるわけではございますが、これは制度の改善をやる以上、必要な経費は見込んで、財政再計算の際にこれを全体としてどういふふうな掛金に上乗せしていくかということとは当然検討しなさいいけない問題というふうなことでございませう。

○粕谷照美君 私学における定年の実態などを調査なさったことはございませうでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 私立学校の定年の状況でございませうが、昭和五十六年に私学共済が行いました調査がございませう。

その概要を申し上げますと、私学共済は組合員全体の平均定年年齢は六十三・四歳ということになっております。このうち教員だけを取り上げて見ますと六十四・五歳ということではございませう。さらに大学についてこれを見ますと、組合員全体では六十四・二歳、教員については六十五・九歳ということになっております。幼稚園については五十六・五歳というところになっておるわけではございませう。

今申し上げましたように、私立学校の教職員の定年の定年といふものは、他の民間企業や国家公務員といふものの定年とは非常に異なりまして、特に大学等を中心として六十五歳を超えるというふうな状況にもなっているわけではございませう。ただ、私立学校の中でも幼稚園から大学というさまざまな機関を抱えているわけではございませうので、大学は高いわけではございませうが、一方、幼稚園は五十代である、こういう状況でございませう。

○粕谷照美君 今の幼稚園の平均でございませう、もう一度言っていただけですが、何かちよつと信じられない数字を言われたように思うので。

○政府委員(佐藤次郎君) 幼稚園について見ますと、組合員全体で五十七・一歳、教員は五十六・五歳、こういう数字が出ております。

と、組合員全体で五十七・一歳、教員は五十六・五歳、こういう数字が出ております。

○粕谷照美君 幼稚園を見ますと、若い短大を出たばかりの先生がいっぱいらっしやるわけですね。それでいて平均すると五十七歳の五十八だのといふのは、一体どこでどういう計算をなさったんですか。

○政府委員(佐藤次郎君) 今、大変誤解をお与えして恐縮でございましたが、これは定年の年齢ということと各学校法人が定めている年齢の平均でございませう。

○粕谷照美君 了解いたしました。

そうしますと、幼稚園は六十歳未満の定年が随分ある、こういうことと、そしてまた確かに教員と事務職員との間には定年の差もあるということとが明らかになったわけではございますが、労働省の雇用管理調査、八九年のものが出ましたので、私、調べてみたのですが六十一・九歳といふことから、三八・一歳、四割近くが六十歳以下の定年制だということになります。

そして、今後六十歳以上にします、または改定の予定がありませうという企業を含めて七九・三歳ですから、八割に近い企業が六十歳以上にしたいと思つておる。逆に言うと、まだまだ二〇％が六十歳以上に定年を延ばすことはとても考えられない、そういうふうな思っているわけではございませう。

しかし、その七九・三歳の六十歳以上に近いという企業も、いつ改定するかというところになると、もう八割ぐらいが相当後のことだ、こう答えているといふんです。そうすると、六十歳定年といふことはもう非常に遠いように思われるわけではございませう。そうしますと、二〇一〇年には年金は六十五歳にならなければ支給しませうなといふのは大変過酷な数字だと、私はこう思つております。

文部大臣、今度の法律からはこの六十五歳の問題は外されてこつちへ来ましたがそれでよろしいのですけれども、六十五歳にならないと年金が支

給されませんよということになれば、当然、国立も公立もそうだけれども私立においても、そのあたりまでちゃんと動められて、そしてやめたら年金をもらえんというふうな条件をつくるべきだといふように思いますが、そうお考えでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) ちよつと大臣の答弁の前に御説明をさせていただきたいと思ひます。

今回、私学共済関係での改正案では六十五歳の支給の引き上げの問題については御提案をしないわけではございませう。これは厚生年金の関係の法案では、御承知のように六十歳から六十五歳に引き上げるスケジュールについての規定を御提案申し上げたわけではございませうが、これは衆議院の段階で修正がございまして削除され、附則で次期財政再計算の際に見直す旨の規定がなされたといふふうに承知をいたしてございませう。

この六十五歳の引き上げの問題につきましましては、私学共済では、厚生年金あるいは国家公務員の六十五歳への引き上げ問題の検討事情も十分に勘案して、その整合性等も考慮して検討していかなければいけない問題でございませうが、特に御指摘いただいたとおり雇用問題と極めて密接なつながりがございませうので、十分これは慎重に検討すべき課題と考えております。

○国務大臣(石橋一弥君) お答えいたします。

結局、支給開始年齢の引き上げは、将来のことを考えますと避けて通れない問題であるなど、そんな認識を持っておりますが、私は党の政調会長代理をやつていたころ、やはり六十五歳まで動められるように、国家公務員あるいは地方公務員もいづれもそこまで動められることと並行しなければ、六十五歳支給年齢それだけが先行するのは果たしていかかという論者でございませう。内閣に入りますとそういうことで厚生年金改正法案の中に入れたわけではございませうが、修正をされたといふことであります。しかし、避けて通れないから、いつかはやはり雇用と年金支給とを一緒にしてしなさいいけない、こんな考え方でございませう。

○粕谷照美君 大臣の力強いお考えをお伺いしまして、ぜひそういうことで頑張っていただきたいと思うのです。

先ほどから申し上げておりました私学共済の六十五歳の問題ですね、六十五歳になったらあなたは標準給与四十四万円以上取りなす一部分停止しますよ、こういうことになっているわけでありませうけれども、逆に言うと、今まで出なかったのが出るようになりますから、例えば四十一万円とかそういうことになりましたと、今度は給与をちよつと下げたいなと、年金がもらえるんですから、今までは出なかったのがもらえるんですから、その分給料を下げましよう、あるいは六十五歳になったらそこそこで一たん退職をしないでだいて非常勤というような形でどうでしょうというようなことになりはしないかと心配をするものですが、その辺の心配はございませうでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) この六十五歳支給問題につきましても、いろいろ制度上も問題はある中で工夫をしてこまごまつけたわけでございます。そのねらいとするとところは教職員の年金の給付の改善ということを目指しているわけでございます。私もどなたもいたしましては、そういった今回の制度改正の趣旨を現場の機関においても十分御理解いただくように周知徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

○粕谷照美君 私、先ほどから支給停止の問題についていろいろ意見を言いましたけれども、この支給制限については厚生年金相当の給与比例部分についてのみなされる、そういうことでしょうか。停止率が高まるのはそのままだと停止率になっていないのではないかとありますが、どうでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 停止の対象になる部分でございますが、退職共済年金及び障害共済年金のうちで、いわゆる厚生年金相当部分のみが支給停止の対象になる、こういうことでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、最高の八〇%停止率の標準給与月額は七十一万円ですね。この七十一万円の方が実質的に八〇%停止をされるかという

うと、そうではないと思いますが、計算はありますか。

○政府委員(佐藤次郎君) ただいま申し上げましたように、これは厚生年金相当部分というのが対象でございます。そのほかに、私学共済の場合は職域年金相当部分それから加給年金等があるわけでございますので、これは今、突然の御質問でございまして数字はちよつとはじいてございませうけれども、約五割程度ではなからうか、こういう感じでございます。

○粕谷照美君 支給制限が八〇%というけれども、その方の経歴によっていろいろ違うと思いますが、実際は五割程度と。私の計算したのでは六八%程度という数字も出ておりますので、その辺の実害といえますか、これは八〇%といつても表どおりの数字ではないのだということが明らかにしたわけでありませう。

ところで、確かにこういうような条件になるんだと、いろいろやったり取ったりしていけばもうしょうがないんだという考え方をもちこたになる方もいらっしゃるでしょう。しかし、どうしても納得がいけないという考え方をもち共済組合員もいらつしやると思うんですけれども、そのような意見については、上の部分といえますかトッブクラスの部分でいろいろと話し合いをされたものか、あるいは組合員にこういうような問題がある、あるというのを戻して吸い上げ戻して吸い上げる、こういう形の討論をなさつたものか、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 今回の改正案を作成するに当たりましては、私学共済の中の運営審議会、それから理事長の諮問機関でございまして年金制度の研究會等で十分御意見をいただきまして、御賛同いただいて御提案をしているということでございます。

また、それぞれ運営審議会におきましては学識経験者のほかに組合員の代表、この組合員の代表は私学団体の御推薦で出ていただいておりますので、幼稚園から大学までの関係の機関の代表の方

が入っているわけでございます。そういう中で、また諮問機関であります年金制度の研究會におきましてはかなり専門的な観点からの御意見をいただいております。

そこでまとめたわけだいたいの御意見を今回の改正案としてまとめたわけでございますが、そういった内容についても、さらに私学共済の方から各私学の団体にも御意見を伺つて、この内容についてはすべての団体から御賛同いただいて進めさせていたいただいているというものでございます。

○粕谷照美君 すべての団体から御賛同いただいた大変いいことだと思ふんです。多方面にわたつて問題点を討議していただいて意見を集約した。しかし、この私学共済に加入をしている学校は、大学、短大、高専、高校、中学、小学、幼稚園、盲聾、各種学校、それから専修、そして組合、こういうふうになっているわけでありまして、こういう多様なところがみんなそれで賛成というふうになったというふうには考えられないんです。

それで、私は運営審議会の内容についてお伺いしたいのですが、このパンフを見ますとお名前が挙がっているのですけれども、一体このお名前の方はどういう方なのか、どういう層を代表しているのかという方なのか、どういふ層を代表しているのかという方が全然わからないわけですね。やはりこれは親切に組合員にわからせるようにすべきではないかと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(佐藤次郎君) 私学共済組合の運営審議会があるわけでございますが、この委員につきましては三者構成という形になっておりまして、組合員の関係、それから法人の関係、それから学識経験者という三分野から選ばれるようになっていくわけでございます。

特にそのうちの組合員関係及び法人関係の委員につきましては、私立学校共済組合が昭和二十九年に発足して以来、私立学校側の意向を十分酌むために私学団体の推薦によって文部大臣が委員を委嘱するという慣行になっているわけでございます。この推薦団体は現在の全私学連合という団体

から推薦をいただくわけでございますが、御推薦に当たりましてはそれぞれの私学団体が、所属の団体はもちろんでございませうけれども、幅広く全私学また年金制度全体の重要性を御理解いただけるという方を御推薦いただいているのじやないかと思ひます。

私ども、個別にこの方はこの学校の代表である、そういったことで選んだというふうには受け取つていないわけでございますので、その点はそういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○粕谷照美君 私もここにお名前が挙がっている方々をちよつと調べてみたんです、どういふ肩書を持つてここに出席いらつしやるのか。そうしますと、学校法人代表、これはよろしいですね、法人から出ていらつしやるんですから、それぞれのところで御推薦いただくのはわかります。学識経験者もこれは三分の一ということになっていてよろしいんですが、ところが組合員代表、つまり共済組合員を代表するといふような方々の中に、どうも管理者といひますか、どちらかといひば法人の代表のような肩書を持った方が入つていらつしやるように思ひますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(佐藤次郎君) この推薦をいただきました委員の中には、理事長の肩書の方もございませうしあるいは教授の肩書の方もございませう。また事務局の部長であつたり、あるいは学校の教諭の方もおられるというふうに見受けられるわけでございます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたようにこの委員の推薦につきましては全私学連合の方から御推薦をいただいておりますのでございまして、創立以来そういう推薦の仕方をして私どもは委嘱をさせていただいておりますわけでございますが、この長い期間、特に年金制度の運用に当たりましては特別大きな支障はないということでございませう。

ただ私どもは、候補者の推薦に当たりましては組合員の意向を十分に反映し組合員の代表にふさわしい方を御推薦いただくよう、これはかねがね

お願いをいたしておるところでございます。

○粕谷照美君 個人個人が悪いというのじやなくて、例えば全私連が推薦をするにしましても、私はもっと考えてもらいたいと思うんです。

このお金、掛金については労使折半でしょう。ですから使用者側が半分出す、しかし、労、労という言い方はまずいかもしれません、いわゆる一般組合員の人たちも半分お金を出しているわけでありまして、そういう層から私は出してもらいたいと思うんです。それはその一般の組合員の中に一人ぐらゐる管理者がいらしてしまっている。しかしあそこはそうでない方々が入っている。というのが普通なんです。

今までずっとやっていて何も問題はなかったとおっしゃるけれども、私もたしか一九七五年、当選した翌年にこのことについて質問いたしました。そのとき政府側から御答弁をいただいていたんですが、日教組の私学部に電話しましたと言ったんですが、あのころ私もまだ十分に勉強していませんでした。あつた部分もあつて、どういう連絡をしたのかという追及をすればよかったんですが、ああ、それじゃ日教組の私学部に連絡をとったのかというだけで、日教組の各県の委員長あるいはそういう関係の執行委員の人たちが県の運営審議委員になつてくれるように、私学共済もそういうことをやってくれるのかと思つて信じちゃつたんです。そうしたらとんでもない、それはそのままに今に至つています。

こういうことがございますので、そういう経過もきちんと踏まえて、これから運営審議委員を出すに当たつては私は配慮をしてもらいたい、こう思いますが、文部省としてそんなようなお話し合い、指導なんて言うところとあれですから、お話し合いの中において、国会の中でこんな意見が出たということをやちゃんとお伝えいただけますか。

○政府委員(佐藤次郎君) この運営審議会は共済制度の運営に当たりまして非常に重要な機関でございます。その委員の委嘱に当たりましては、私

どもとしましては従来どおり全私学連合の御推薦をいただき進めてまいりたいというふうに考えているわけですが、ただ、推薦するに当たりましては、共済組合の組合員の意向を十分に反映するような方々、組合員を代表するにふさわしい方々をぜひ推薦していただきたいということをこれから強くお願いしてまいりたいと思つております。

なお、本日、粕谷先生からお話ございました点についてはお伝えをしたいと思います。

○粕谷照美君 このことは私ばかりじゃなくて、衆議院の議事録を読みますと衆議院でもそういうことが問題になつておりますし、毎年この法律を審議するに当たつてはほとんどどちらかの委員会で見解が出てくるわけでありまして、口だけの答弁でなくて、きちんとやつていただけて姿が見えるようにしていただくことを強く要望しておきます。

それから、今度、学生の国民年金への強制加入の問題があります。これは一年間、施行日を延ばしているようでございますけれども、この点についての説明と、どのように考えるのかということについて伺います。

○政府委員(坂元弘直君) 御承知のとおり、今、国民皆保険制度ということで、二十歳以上の成年者につきましては何らかの形で公的年金に加入させるというのが国民皆保険制度の基本的な考え方でございます。ただ、二十歳以上でありましては学生については、国民年金への加入は負担能力の問題もございまして、この法案が提出されるまでは任意加入という形になつていたわけでござい

ます。ところが、先生も御承知だと思いますが、昭和六十一年に国民年金法が改正されて、国民年金に加入していない二十歳未満の、例えば十八歳、十九歳の学生などが疾病または負傷して障害者になつた場合には障害基礎年金というものが、これは障害の程度に応じて、一級は年額七十八万円、二級は約六十三万円出すような制度改正が行われたわけでございます。そうしますと、二十歳

以上の学生だけが国民皆保険の中でばっかり穴があいてしまふという状況になつておまして、そこでその国民年金法の改正の規定の中に、将来二十歳以上の学生については保険料の負担能力の問題をも十分勘案して何らかの措置を講ずることとするという規定が入れられたわけでござい

ます。そこで、今回、その規定の趣旨も踏まえまして、二十歳以上の学生についても国民年金を任意加入ではなくて当然適用するという改正が行われたわけでございまして、これによりまして、仮に二十歳以上の学生が障害者になつた場合には障害基礎年金が支給されますし、あるいは老齢基礎年金についても満額支給される、そういう制度改正が行われているわけでござい

ます。ただ、問題は、当然適用とされた場合に、先般の六十一年の法律改正の中でも、負担能力に十分考慮しながらという規定が入れられてございしたとおりで、国民年金の加入に伴つて新たに年額約十萬円の掛金の負担がかかってくるわけでござい

ます。この点につきまして年金審議会が本年の二月二十七日に、学生を当然適用することは差し支えないが、ただし、学生に対する国民年金の適用に当たつては、親の保険料負担が過大とならないよう適切な配慮がなされるべきであるということ

を指摘して答申をしていただいております。また、先般十一月三十日にこの年金法の改正が衆議院で成立したわけですが、そのときに「保険料負担が過大なものとならないよう保険料の免除基準につき、適切な配慮を行うこと」という附帯決議が同時に付されていただいております。今回の国民年金法の改正を行うその素案の段階で、当然のこととして厚生省から各省に協議がなされてきたわけでござい

ます。現在、厚生省は、これらの答申等の趣旨を踏まえて対応していきたいという立場に立つて、国民年金保険料負担能力調査というものを、サンプル調査でござい

ますが、その調査結果を見て適切に対応するというふうな姿勢を明らかにしておりますが、私どももこの学生の負担能力の問題、軽減の問題につきましては、これからは厚生省と十分協議をして適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでござい

ます。ただ、学生に当然適用する点について一年適用を延ばしたという趣旨は、学生に国民年金の当然適用になるその趣旨の徹底を図るためには一年ぐらゐの猶予が必要であらうということで、その部分だけに限つて施行を一年延ばしたというふう

に聞いております。私どもとしましては、国民年金法の一部改正案そのものの趣旨徹底は、本来、第一義的には厚生省の所管ではありますけれども、厚生省と協力いたしまして遺憾のないように趣旨の徹底を図つてまいりたい、かように考えております。

○粕谷照美君 免除規定についてはどんな考え方をもちますか。
○政府委員(坂元弘直君) 免除規定は、現在の規定は収入のない者は免除になるというふうになつております。そうすると、世帯が分かれておりまして、例えば下宿で本人が世帯主になつておる。そこで生活している者については免除がされる。ところが親元から通つておるといふ学生になりますと、当然、世帯主が親がいるわけでござい

よう考えてもらいたいということで、現在、厚生省と鋭意折衝しているところでございます。

○粕谷照美君 下宿の学生は無収入だ、貧しい、親のところにいれば所得がある、こういうふうに言われましても、私なんか、今の高校じゃありませんが、高等女学校と言われた時代にいわゆる県立女学校に入った。田舎で遠いものですから、それに二時間に一本ぐらしか汽車が通ります。それのでみんないくつか汽車が通ります。お金の人は寮に入るんですね。ところが、高校の校長をしていた父親一人で七人の子供を持っています。と、私と一つ違いの妹二人を寄宿舎に入れているというお金がないわけです。だから貧しい人は通学したんです。

そういうことを考えてみますと、下宿しているからどうだ、家にいるからどうだなどということとは私はできないんじゃないだろうか、こういう感じがいたします。それと同時に、例えば医療費の場合なんか、下宿をしておきましても遠隔証明をもらいましても扶養者ということでちゃんと医療保険が受けられるわけですから、この辺の矛盾もあるわけです。

今おっしゃる通りに、適切という言葉は非常にいいんですけども、確かに難しいですね。今の学生を見ても、スキーの時期なんか神田でも何十万というお金でウェアを買って靴を買ってスキーを買って、そして向こうでホテルに泊まってなんというのを見ますと、年間十数万円が高いのか安いのかという判断は非常に難しい感じがするわけなんです。でも、必死に働いている親もいるんですね。そして必死で頑張って学校に通っている子供たちもいる。そういうものを考え合わせる時に、やはり私は最低の人たちがきちんと保障を受けられるような条件というのをつくってやるべきだろうというふうに考えているわけでありまして、このごろ何か夜間大学というのは、これはみんな仕事を持って行くのかというところ、自分目指す学校に入らなかったから夜間大学で勉強しながら

またたねらうなどという、そういうような学生もいるわけなんです。だから非常に危険な仕事についているという実態もあるわけですね。

高等学校、中学校、小学校などというのは、何か事故が起きますときちんと上に報告されてそして補償金が出るという制度ができておりますけれども、大学生の場合はなかなかそういうことにもいっていませんから数字もつかめないうえに、例えば、中学生でいうまで元気だった子供が柔道で首の骨を損傷して、もう十年寝たきりで親が面倒を見ていたとか、あるいはラグビーでやはりそういうような状況に遭った息子を抱えて、監督であつた親が本当に涙の中で面倒を見ていた、こういう事故もあるわけでありまして、これは高校、中学、小学校は別としても、大学生の場合にもそういう保障が一生なされるということについては私は賛成であります。

しかし、自分のやりたいことについてはお金を惜しまないけれども、四十年も後になってやっともえらるかもしれないというそういう国民年金に毎月八千円、あるいはこれは八千四百円と、こう上がついていくわけですね。そして普通の方々でも、希望して入ったんだけれどももう掛金がとつても掛け切れないうので途中でやめる方々もいらつしやるわけですから、そういうことを考えてみますと、本当に学生に掛金を納めるのだというきちんとした理念を教育する必要があるかろうと思ひます。

これは厚生省の仕事になりますか文部省の仕事になりますか、文部省の仕事ということになると大学あるいは学校側の責任ということになると思ひますが、この辺はこの一年間にどういうシステムできちんと体制を整えていかれるのか、お伺ひいたします。

○政府委員(坂元弘直君) 国民年金法そのものの所管は厚生省でございますので、この法案が通つてその趣旨徹底を行うのは第一義的には厚生省でございますが、今、先生が御指摘のような点もありますので、私どもとしましては厚生省と協力し

て、どういう形、例えば各大学、団体を通じて行いますか、あるいは都道府県知事を通じていろいろお願いするか、その仕組みはこれから考えなきゃいけないと思ひますけれども、厚生省とも協力して趣旨の徹底を図つてまいりたいというふうに考えております。

○粕谷照美君 時間が来ましたが私これでやめますけれども、平成七年度から年金制度が一元化される見通しになっております。財政調整もそのための地ならしである、こういうふうな考えのわけですが、大変大きな問題が含まれている重大事項だといふふうに私は思ひますので、やはりこの年金制度の一元化に対しては、学識経験者、私学関係者、それからさつき申し上げました一般職員の代表等を入れて構成する特別の新たな諮問機関のようなものをつくる必要があるのではないかと、こういう考え方を持っているということを申し上げまして、最後に今の質問に対して大臣の感想などを伺ひして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(石橋一弥君) 公的年金制度の一元化につきましては、昭和六十年の制度改正において全国民共通の基礎年金、いわゆる一階部分でありますが、その導入がされたところで、今回の改正案はこれに向けてのいわゆる地ならしの措置を行うものである、こう理解をしております。

平成七年度一元化の具体策については、今後、関係各省間で相談しつつ成果が得られていくものと理解しておりますが、私立学校教育の振興に資する、そういう私学共済の本来の目的が損なわれないように、十分検討して誤りを期してまいりたいと考えております。

最後の御提案のものにつきましては、だんだんこの私学共済が成熟して大きくなっていくということでありまして、委員の今おっしゃられましたことについて、前向きに検討いたしていきたいと思ひます。

○粕谷照美君 終わります。

○高木健太郎君 社会党の委員の方々から今までいろいろお話がございまして、私のお聞きしたい

ことも大抵聞いていたようにございすが、お聞きすると想像以上に難しい問題だなという気がいたします。

例えば、六十五歳までは仕事があるように今後ぜひ努めたい、こういう話でございすが、私なんか今までの経験で考えますと、あれはもうやめてくれぬかなというのがなかなか長生きをしましてもいつまでもその職にへばりついて、そのために若い人の活力がだんだんなくなると、要するに年寄りが余り長生きをすると若い人がもう出る幕がない、せつかく二十五、三十ぐらいで非常に創造的な仕事をしようというの、上がつかえているために何にもできないということも一方ではある。長生きすることは大変結構なこととございすが、一方では非常に邪魔になつていくということもあるわけで、両方考えられるので難しい問題だなというふうに思ひます。

もう一つは、今、学生に対しても年金が適用されて払わなきゃならぬということになってきているようにございすが、学生もあれですが、このごろは、大学を卒業して一たん会社へ入りましてもすぐやめてしまつて職がないという人もおるわけですね。そういう人がやはり掛金は払つていかなきゃならない、月にして国民年金であれば八千円、年間十数万円を払っていくということになるわけですね。そうすると、本人たちに聞いてみますと、職もなくしてぶらぶらして、それでその八千円ずつを払っていくというのはちよつと負担だということを言っているわけですね。

そういうことと、その人たちが六十五、そのころは年金が六十五になつてくるかもしれませんが、になつて、それから生きるにしても七十五、そうすると十年間もらうわけですが、それで大体計算が合うのかなという気もするわけで、その人たちの話を聞きますと、当然それは物価が上がつていくから余り役に立たぬぐらゐの年金だろうというふうなことを言ひまして、いやそれにはスライド制というものもあるんだと。

こういうようなこともございしますから、先ほど

も粕谷委員からお話がありましたように、国民皆年金になったればこれはこういふふうだということとを国民全般にもう少しよくわかるように説明をしておかないと、やはり消費税みたいなことになるのじゃないかというふうにも思うわけです。だから私、まだ説明が不足しておるのじゃないかというふうには思いますが、まあ六十年にできたばかりですからそう全体にこれが理解されるというのには時間が足りないのかもしれないけれども、いろいろな場合がございまして、そういうことをもう少しわかりやすく理解されるような努力をひとつしていただきたいと思うわけです。

そこで、まずお聞きしたいことは、一つは、掛金を掛けていって途中で亡くなった場合、奥さんがあればそれはどこへ行ってしまうか。奥さんがなければ振りかえということがありますが、奥さんがいない場合にそれはどうなっていくのだろうか。それから、六十歳なり六十五歳まで掛け終わって支給開始になるという場合に、大体六十五歳から十年ももうとしてその収支はどういうふうになっているのだろうか。そのことについてまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(佐藤次郎君) まず初めのお尋ねの件でございまして、配偶者がいなくなつて御本人も亡くなれるという場合は、受給権者がいないということになるわけでございまして。

それから後者の方でございまして、六十五歳から十年間は年金をもらつた場合に、一体、掛金と受ける年金との様子はどういふふうなぐあいになるかというお尋ねでございまして、年金の算出というのは一人一人の経歴によりまして大変違つてくるものですから非常に難しい推計になるわけでございまして、大ざっぱな推計で恐縮でございまして、お示しをしてみたいと思ひます。

夫が私学共済年金を受給し、夫婦ともに満額の老齢基礎年金の支給を受けるものと仮定いたします。それから、ベア率それから年金改定率は四%

利回りは五・五%、こういう条件のもとでまいりますと、二十歳から六十歳まで掛金を納付するということとを考へますと、本人の掛金の総額は約一千二百九十万円、これに對しまして十年間の給付総額が約二千七百三十万円となりまして、給付総額は掛金総額の約二・一倍というふうに見込まれるわけでございまして。

なお、年金財政の計算上、年金の受給期間は一般的には平均余命によりまして計算をされますので、六十三年の簡易生命表におきまして、年齢六十五歳の者の平均余命というものは男性で約十六年、女性で約二十年、こういうふうになるわけでございまして。それに基づいて推計をしてみますと、給付総額は約四千六百三十万円、掛金総額の約三・六倍になる、こういうふうになるわけでございまして。

いづれにいたしましても、その条件のとり方によつて大變数字が異なつてくるということを御理解いただきたいと思ひます。

○高木健太郎君 大ざっぱに言つて二倍から三倍になるといふことなのではないか、そんなことを聞かせていただくとは少しは若い人も、払つておつても損ではないという感じがするのじゃないか。

しかし、これはいわゆる共済といふことで、自分のためといふよりも次の代のために、あるいはその先の先輩のためにといふような考えでやられてゐるので、自分のためといふよりもそういう精神があるのだらうと思ひますから余り何倍になるかといふようなことには重きを置かない方がいいのじゃないかと思ひますが、これは後で大臣にもお聞きしたいと思ひます。

私学共済の年金の収支状況はどうなつてゐるか、それから積立金はどうなつてゐるかといふことをお聞きしたいのですが、これで見ますと私学年金の総額はかなりの額になつてゐるわけですが、長期の方はかなりプラスになつておつて、一兆四千億圓ぐらゐですか、その一兆四千億圓をどのようになだれが運用してゐるのか、そこからのようないわけの利益を上げられてゐるのかといふこと

をひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤次郎君) 私学共済の長期経理の収支の見通しについてでございますけれども、昭和六十三年年度の決算額によりまして、収入が二千六百五十三億圓、支出が二千二百億圓で、差し引き千四百五十三億圓の黒字となつてゐるわけでございまして。この黒字は将来の年金給付の財源として積み立てられていくわけでございまして、その累積額は約一兆四千四百四十八億圓ということになつてゐるわけでございまして。

この積立金の運用の状況でございまして、その運用に当たりましては安全かつ効率的に行ふ必要があるといふことでございまして。そういう観点から、現在の積立金を以下のような形で運用いたしてございまして。

一番大きな割合を占めておりますのは、国債それから地方債等の有価証券の購入でございまして、これが八千八百十二億圓、資産総額の六二%を占めております。次に日本私学振興財団への貸付金でございまして、これが一%に当たります。千五百五十七億圓でございまして。それから預貯金が七百一億圓、これが五%に当たります。その他が、貸付信託、生命保険、それから不動産取得、及び医療経理、それから短期関係の宿泊経理等の貸付金や組合員に対する貸付金といふようなことに運用されてゐるわけでございまして。

○高木健太郎君 そこから上がつてくる利益といふのはどれくらいあるのでございましょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 全体の運用の利回りでございますが、平均にいたしまして六・四七%といふ数字が出ております。

○高木健太郎君 御存じのように、福祉事業の一環として積立共済年金といふのがあつたやうなんです、そのことについてお話しただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤次郎君) ただいまお尋ねのございました積立共済年金でございまして、これは本来の私学共済年金制度として公的にやつてゐる年金ではございませんけれども、職員の方々の福利

厚生という観点で、私学共済組合が契約者となりまして生命保険相互会社と提携してやつてゐる内容でございまして。

現在のところ、加入をしておりますのは約二万二千人でございまして。一口、月、約一万円程度でございまして、四十一歳で入つた場合は六十歳まで二十年間といふことで、その後はいろいろ選択がございまして。年金の形で受け取るような形、また一時金で受け取るような形、それから医療関係の保障を受けるといふような形等いろいろあるわけでございまして、あくまでもこれは組合員の福利厚生のための一環として実施をしてゐるものでございまして。

○高木健太郎君 二万二千人といふと、全体で三十八万人でしたか、ごくわずかな人が入つてゐるといふことでございましてけれども、何かこれに魅力があるんですね、バリエーションが多くて魅力がある。例えば四十歳から入つて二十年間で掛金が四百四十万円、ところがそれが二十年で千二十九万円になる、だから倍以上になつてゐるわけですね。それから途中で亡くなればそれを戻してくれるといふわけですね。御存じのやうにいろいろの種類があつて、私がちよつと見まして、もつちの方がいいわといふやうな感じがするんです。

といふのは、私学共済年金の方は、何かやつぱり昔のお上がおやりになつて強制的にお金を取られるといふことが一つちよつと嫌な気持ちがあるのと、その上に利回りが悪くて、それから余り枝葉がなくて年金しかもらえないといふ、何か魅力が非常に少ない。こういうふうな魅力があるやうなことができないといふのは、その資金の運用が非常にうまいのじゃないかといふ感じがするんですね。

しかしこれはどこか危険なんではないか。そういう運用の仕方ができぬものだろうかといふふうには思ふんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(佐藤次郎君) 長期保有財産の運用につきましては、将来の年金の一番の基盤になるものでございまして、いろいろ制限があるわけでござい

ざいます。そういう中で、できるだけ利回りの多いような形で各共済制度が工夫をして運用をさせていたというのが実態でございます。

○高木健太郎君 私、これが魅力があるから二万何千人の人が入っておられると思うんですね。だから私は、幾ら国民皆年金といつても何かもっと魅力があるものにできるんじゃないか、やろうと思えば。だから工夫があつてしかるべきじゃないかなという気がする。で、こういう例を挙げたんですが、これはどうにも、非常にリジッドで、ものなんですよ。非常にリジッドで、もうそれ以外にお金を使っちゃいかぬぞ、危ないことには決して手を出しちゃいかぬぞ、というけれども、もう少し運用面で将来考えていけるという余地はないものなんですか。

○政府委員(佐藤次郎君) 今後、高齢化社会の到来を控えて、豊かな老後生活をしていくためには、公的年金もその主柱であらうと思ひますが、公的年金だけでは十分であるという統計上の数字が出ています。そういう意味で、今後、公的年金を中心としながら、個人年金あるいは職域等における年金、こういったものを活用して全体として老後に備えていくことが必要ではないかと思ひます。

そういう意味で、いろいろな形の年金が組合員のために用意されていくことは必要なことと思ひます。私共共済においてもそういった観点で、たゞいま御紹介いただきましたように、私学共済の組合員個人の福利厚生のためにそういう保険会社と提携して積極的にそれに取り組んでいるということでございます。今後ともそういう面にも配慮をしてみたいというふうに考えております。

○高木健太郎君 私、最初に申し上げましたように、この共済年金というのはお互いが助け合つていこう、次代に対して考えていこう、自分が年をとったときのことを考え、今の年をとった人のことを自分たちが考えたていく、こういうふうな

お互いに助け合つていこう、そういうことで皆年金制度というのでできていると思ひます。けれども、しかし一方で、今の人たちは非常に功利的になつておつて計算高いですから、損なことはやらないというそういう考え方もあります。またそれはある程度許容しなきゃならぬことである、人のためばかりというわけにもいかない。

だから今、審議官が言われるように、やはり個人年金といふようなこともある程度而立ていかないと魅力が少ないんじゃないか。これについて文部大臣、公的年金制度といふものの基本的な考え方、それから、将来、個人年金制度といふようなものがつくられるかもしれないので、そういう両立的な物の考え方といふものがないかどうか、基本的な考え方についてお伺ひしたいと思います。

(委員長退席、理事田沢智治君着席)

○国務大臣(石橋一弥君) 委員、御指摘のことでございまして、老後生活を支える経済的基盤として、公的年金はどうしても基礎的なものとして必要だと私は考えております。ただ、高齢化社会を迎えるに当たつて、世代と世代との助け合いの仕組みのもとで老後の所得保障を行う公的年金制度全体の長期的発展と整合性ある発展を図っていくことが必要である、こう思ひます。

委員のお話の中で問題ですが、基礎年金としてだれでも、収入の多寡にかかわらずだれでもというのを今度やつた。そして二階部分を入れて、自分の収入に合わせて将来の年金支給を余計もらえるような仕組みをつくつた。そしてまた、そのほかにもう一つ企業年金等、そのまた上にもつと老後のことを考えてやろうと思ひます。そこにまた入れるという仕組みもつくつたと思ひます。

生意氣なことを言うようでありまして、うば捨て山には人類はもうならないと思ひます。どんなことがあつたつて若い世代で、世の中をよくしてくれた先輩、長寿の方々に助け合いという形の中で老後の安定をしておあげなければならぬ。長塚節さんであつたですかだれであつたですか、早くうば捨て山に行きたいということで歯を

折つて連れていかれたんだといふようなことに人類はもうならないと私は思ひ、またあつてはならないと思ひます。そういうことが、お互いの共助、助け合いの中においてやらねばならない。その中において公的年金の果たす役割、基礎年金、二階建ての部分、そしてまたさらに企業年金等もいじらう、そこをいろいろな勘案しながら、また年金間の格差、支給の格差、掛金の格差いろいろありますので、それらを総合的に勘案しながらやつていかねばならぬだろう、こう考えております。

○高木健太郎君 ありがとうございます。ただ、それには、非常に今は物の時代になつていくもので、それから若い人にはなかなかの込み込みといふところがある。だからこれを、何か厚生省はそれを知らせるということですが、やはり文部省としてもそういう思想なり気持ちといふようなものを若いときから教えていく必要が私はあると思ひます。それでなければ、おれは損をした、得をしたと、そういう考えだけしかこれは受けないわけですね。だからもつとお互いに助け合おうといふようなそういう精神が基礎になければ、私はこれは仏をつくつて魂を入れられないことになる、こういうことでお聞きしたわけでございまして、細かいことはよく私とわかりませんが、また柏谷委員からも十分お聞きいただきましたので、医師である関係上、組合員の健康管理について一、二お伺ひしておきたいと思ひます。

現在いろいろな新しい機器が導入されております。ワープロであるとか、あるいはOA機器であるとか、あるいはタイプライターというふうなものであるとか、そういうものでスクリーンを見て目を悪くするといふようなこともありますし、あるいはまたタイプライターで指に非常に障害を起す、そういうことがありまして、労働省あたりからこれに関するいろいろな基準が出されているのじゃないかと思ひますが、そういうもののはどう導、あるいは現場の管理職の指導といふものはどういふふうになされているか、お聞きしておきたい

いといふふうには思ひます。

○政府委員(野崎弘君) 私立学校の教職員につきましては個々の学校法人との雇用契約、こういうことでございまして、その労働条件につきましては労働省所管の労働基準監督署等が指導しているところでございまして。

今、御指摘のいろいろなOA機器、こういうものの導入によりまして、肩が凝るとか目がちがらうとか、いろいろなそういう障害といふことがございまして、労働省の方にございまして昭和六十年十二月に「VDT作業のための労働衛生上の指針について」、こういうものが通達として出されております。

この通達の中でそういう最新の機器に係ります作業の指針等が示されると同時に、労働基準監督署を通じて各事業所への指導が指示をされていく、このように私も聞いておりまして、先生の御指摘の点は労働基準監督署を通じて十分な指導がなされている、このように思ひます。

○高木健太郎君 こういうものを起さないようにする予防についての医療費といふものはどういふふうになつておるんでしょうか。これは厚生省がおられないからわからないけれども、医療費といふわけの健康診断であるとか、これは治療といふことに対しては医療費は払われると思ひますけれども、予防といふことについては余り注意されてはいないのじゃないかと思ひますし、それに対してはいろいろな給付あるいは医療保険というふうなものも十分でないのじゃないかと思ひます。

例えば健康相談に行くといふような場合、私学共済加入の私立医科大学の病院と相談をしても、医療行為を伴わない相談ですから、これは大浜先生よく御存じですけれども、無料でやつておるんでしょうかね。しかしこれは、非常に結構なことですから、けれどもお医者さんにとってはなかなか大変なことじゃないかと思ひます。

あるいは提携している私立大学が近所にならな

合、あるいは非常に遠隔の場合、あるいは全くないような場合、そういう場合はこれはどういふふうになるんでしょうか。そういう意味で不公平になるのじゃないかということなんです。○政府委員(佐藤次郎君) 私学共済の短期経理の中で、組合員の健康管理というのを配慮いたしまして健康相談等の事業を実施いたしているわけでございます。私学共済の組合員あるいは被扶養者の日常生活上のいろいろな健康についての不安あるいは疑問について、いろいろ日常的に健康相談の窓口になる、そういう事業を実施いたしております。

現在、私学共済組合加入の私立医科大学病院と契約を結びまして、全国で一都一府九県の二十二病院で今申し上げましたような健康相談の事業を実施しているというのが現状でございます。具体的にどういふ形でそれをやっているかというところでございますが、窓口で健康相談を無料で受けるということでございます。そして、その結果医療行為の必要が生じたような場合につきましては、医師や診療科の紹介をしていただいてそこで医療行為を受ける、こういう仕組みになっておるわけでございます。

○高木健太郎君 その相談が無料だというのは、それは何の経費も払わないで医療機関の方のサ―ビスということになってるんですか。○政府委員(佐藤次郎君) これは受ける組合員等は無料でございますけれども、先ほど申し上げましたように私学共済が加盟の医科大学の病院等と契約を結んでおるわけでございまして、そういう病院に対して私学共済の方から必要な経費を計上している、こういう実情にございます。

○高木健太郎君 そういう契約をしていない組合もあるのじゃないかと思うのですけれども、それはどうなんですか。あるいは、しておいてもなかなかそこには行きにくい、利用がしにくいというふうなこともあると思うんですけれども。○政府委員(佐藤次郎君) 私学共済の加盟の医科大学の大学につきましては、ごく一部の大学

を除きましてほとんど入っている、こういうことでございます。

○高木健太郎君 それは結構なことですから、ぜひ全組合員の人たちが利用できるようなそういう病院なりあるいは国立大学なりと提携をされて、そして病気になるようにする、予防相談を受ける、そういうようにひとつ進めていただきたい、こういうふうに思います。

私の質問はこれで終わります。○高崎裕子君 本日は私学共済年金法案についての質疑ではありますが、その私学共済年金を支える私学が今後の生徒の急減によって経営危機を迎えようとしています。これから迎えるこの生徒の急減期対策を抜本的にとらなければ私学共済の発展もないという立場から、急減期対策について政府の見解をお伺いしたいと思います。

まず、多くの都道府県では、この急減期を迎えて十年後には生徒数が今年度の約三〇％も減る、つまり三分の二ぐらいになるだろうと言われております。経常経費の大半を生徒の授業料などの納付金に依存せざるを得ない私立学校にとってはこれを学校収入の大幅減であり、したがって深刻な経営危機となることはもう明白なことだと思えます。また、学費の点でも際限のない値上げが余儀なくされるということで、試算では、十年後には現在の二倍になるのではないかと予想もされております。これは私学の教職員の身分を大変不安定な状態に置くことにもなるということで、私学にとっては文字どおり生き残れるかどうかがかかっていられる大変深刻な問題だ、そう考えるわけですか。

この点、文部省がどのような対策を考えておられるのかをまずお尋ねいたします。

○政府委員(野崎弘君) 先生御指摘ございましたように、いわゆる高等学校段階でございまして十五歳人口はここがピークでございまして、来年度から減少に転じていくわけでございます。そういうようなことはかねてから予想されておりましたので、いわゆる急増して急減する、こういうことで

ございます。

したがって、文部省といたしましては従来から各都道府県に對しまして、公私立高等学校協議会を設けまして、高等学校の適正配置について調整を図るため、十五歳人口の動態を十分勘案した上で、公私協調の立場から、進学者の動向あるいは公私立学校の役割分担、公私立高等学校の配置計画あるいは入学定員等の問題について十分協議し適切な措置を講ずるよう指導してきたところでございまして、各都道府県におきましてもそういう急増を迎え急減になるといふ長期的な展望に立つて計画的に對処していただいているもの、このように考えておるわけでございます。

文部省といたしましては、今後迎えますこの十五歳人口の急減期に当たりまして、個性的で魅力ある学校づくりを推進するなど、従来にも増して各私学におきまします経営努力というものを期待しているところでございます。

なお、私学助成につきましては、なかなかこの財政的な全体的な厳しさという中で、経常経費に占めます補助割合というものが年々減少してきておるわけでございますけれども、文部省といたしましては、やはり全体の規模を確保する必要があるというふうなことで、マイナスシーリングがかかっておるわけでございますが年々増額要求というものをしておるわけでございまして、来年度におきまして、高等学校関係で申しますと対前年度二十四億の増額要求をしておるわけでございます。

今、先生の御指摘ございました十五歳人口の減少というのは全国的な傾向でございまして、私どもとしましては、やはり全体の額というものをできるだけ確保していく、こういうことが基本的な大事なことである、こういうことで取り組んでいる次第でございまして。

○高崎裕子君 先日の衆議院の文教委員会の議事録も見せていただきました。私は文部省は極めて消極的な姿勢であるということで、正直に言って、残念というよりはむしろその姿勢に憤りさえ覚えたわけですか。

今のお答えも、私学助成の増額で一応対応していくのだということのようですね。私学の助成増というのはこれはいわば当然のことだと思わうわけです。問題は、今の学費を抑えて私学の経営を維持していくということにあるということなんです。つまりもっと端的に言いますと、一校たりともつぶさないのだと、文部省にそういう決意がおりないのかどうかということをお私はいかがでしようか。

○政府委員(野崎弘君) 高等学校段階、これは御承知のように各都道府県知事が所轄庁になっておるわけでございます。高等学校教育のあり方というのは各都道府県におきましても事情が異なるわけでございまして、それぞれの県の実情に応じて各県におきまして、先ほど申しました公私立高等学校協議会の場などを通じて十分計画的に對処をしていただいている、このように考えているわけでございまして、文部省といたしましてはそういう県の努力というものを、私学助成という高等学校以下の経常費助成、これは都道府県に對して補助をしておるわけでございますが、そういうものを通じてそれを支援していく、このように考えている次第でございまして。

○高崎裕子君 衆議院の文教委員会での御答弁の域を出ないということで、本日に明快な答弁がいただけないという思いでいっぱいしております。私立学校振興助成法の目的を見ますともうはっきり書かれているのですけれども、この法律は学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみて、一点は、私立学校の教育条件の維持及び向上、第二に、修学上の経済的軽減を図ることによって私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発展に資する、こういうことが明確に書かれているわけですが、今後の生徒の急減という状況の中で、この法律の目的がいわばことごとく踏みにじられようとしていると言わざる

を得ないわけです。生徒の急減期を迎えるという状況の中で文部省として何らかの具体的な対策を立てるといふことこそ、この法律の目的から見ても当然なことと言えるわけです。

先ほども個々の学校の経営努力にゆだねるといふ言葉がありました。こういう状況の中で文部省は、淘汰される高校、私学があってもやむを得ないといふような考えに立つていらっしゃるのでしょうか。その点、結論だけ簡単に答えたいと思います。

○政府委員(野崎弘君) 私どもは、各私学がそれぞれ個性で魅力ある学校づくり、そういう形で、厳しい状況にあるといふことは私どもも十分承知をしておるわけですが、そういう経営努力の中で十分その役割を果たしていったきたい、こう思っておるわけでございます。

やはり基本的には、これは各都道府県で事情が違ふわけですが、各都道府県段階でどのような助成措置をしていくかといふことも十分これに関係をしていく問題でございます。今の国からの助成の措置というのは、都道府県の助成水準に応じて国の補助もそれに対応する、こういう措置になっておるわけでございます。

したがって私どもとしては、そういう都道府県の助成水準というものをできるだけ、各県の財政事情もあろうかと思えますけれども、努力をしていただく、それに応じて国の助成につきましても十分努力をしていく、こういうことで臨んでまいりたい、このように思っております。

○高崎裕子君 同じ答弁の繰り返しなわけですが、私ども、私は端的に伺ったのですが、このような状況の中で淘汰されていくこともやむを得ないといふふうな文部省としては考えていないといふふうな伺つてもよろしいのでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) 淘汰をどういう形で考えるか大変難しいわけですが、各私学がそれぞれ地域におきましてその役割を果たしておるわけですが、今後ともその地域

におきます役割を果たしていったきたい、このように思っておるわけでございます。

○高崎裕子君 私がおります北海道の過疎の町に北星余市高校というのがございます。こはい一九八八年、昨年の春ですけれども、高校中退者もやめた学年から受け入れるという、これは恐らく全国でも初めてであろうと思われる「小さな学校の大きな挑戦」という取り組みをしています。このような表現は朝日新聞あるいは地元の北海道新聞などでも紹介されて有名にもなっているところで

実はこの北星余市高校という学校は、町自体が過疎といふことから、過疎とそれから生徒の急減対策といふことで本当に全教職員が真剣に取り組んで、将来展望のための対策プロジェクトチームをつくって次のような方策を立てたわけ

六つあるのですけれども、第一は生徒数を確保するための必死の方策をとること、第二に資産運用を行うこと、第三は経費の節減、第四は人事異動、第五が寄附金の募集、第六が全学園的な財政的援助ですが、このうち一から三については、もうやるどころまでやって限界でこれ以上はやれない、四と六、人事異動あるいは全学園的な援助といふのはなかなか実際には難しいといふことで、五の寄附金募集といふことをこのように決めたわけですが、自分たちの学校は自分たちの力でできるところまで運営しなければならぬ、近い将来の予想される赤字補てんのために教職員が本俸の四割を寄附金として積み立てる、こういうことを全教職員の会議で決議して、これをもう三年間も続けていくわけです。

賃金カットをみずから行うのじゃないかという批判も受けながら、けれども、そう簡単にはいかない問題である、何とか学校を残したいのだといふことでこういう取り組みを行ってきたわけですが、これだけ必死になっても、拍車のかかる過疎化、生徒減少の中で好転しないといふことで、理事会はこの余市高を廃校といふところまで持っ

ていかにざるを得ないという時期に、今、最初に申し上げました中退者も受け入れる、こういうことで、言ってみれば北星余市高校がサバイバルをかけて打った手ではあったわけなんです。

このような中で、おれは北星がなかったらくず星だったろう、あるいは、この学校には人の心をきれいにする何かがある、それは先生の純粋な心、真心だと思ふという男子生徒、あるいは女子生徒は、受験体制についていけず負けた、決められた道を外すとして許されなかったこの社会から、私のような生徒に人として生きるチャンスを与えてくれたこの学校の挑戦がとてつもない、私は愛のこもった教育、勉強だけでなくどの生徒の生活にも温かい目が注がれていること、それを今感じている。

何とかこの子たちのために親とともに思いに支えられた教師集団があったからこそその教育を続けたいと考え、それが日本じゅうの熱い教育に対するニーズにこたえるといふことで今現在この北星余市高校があるといふことなんです。

しかし、この中退者を受け入れるといふことは言葉で言うほど簡単ではなくて、現実にお話を伺ってきたのですけれども、先生方は朝の七時、八時には学校に行き、家に帰るのが夜中の十一時、そしてその十一時に帰宅するのを待ち受けていたかのように、全国から生徒が来るわけですから親が長距離電話をかけてくるというやうな中で体も壊している。この次は自分ではないか、そういう不安に駆られながらも、学校が生き残れるかどうかといふことがかかっているのだという生徒急減期を迎えて、教師も親も学校ぐるみで必死になつて取り組んでいるというのがこの北星余市高の実情なんです。

しかし、ここで私は言いたいのですけれども、必死だけれどももう限界にきている。そして、先生方が本俸の四割を積み立てなければならぬ、教育になかなか専念できずに経営のことを必死になつて考えなければならぬといふことを追いつめられていくといふこと、これは本来文部省の

仕事ではなかったのかといふことを私は強調したいわけです。

文部省としてももっと私学の現状をつぶさにこらんになって急減期対策をとるべきだと思うのですけれども、この点、特に文部大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石橋一弥君) ただいま一つの高校の例を引かれてお話があつて、私も感激をいたしましたのでございます。

ただ、私学全体、我が文部省といえますと、平成元年度七百五十五億で二十四億増といふことですが、高校関係は、何度も私学部長から話がありましたが、やはり知事さんですね。そこで、それに対する財源をどうやっていくかといふことは、いわゆる地方交付税交付金の算定基礎の中に私学に対する補助を十分顧むよといふことで、交付税交付金で三千三十九億円を見込んであります。つまり文部省の補助金の四倍以上、それだけのものを、各知事さん方ひとつ私学振興のため、高校以下であります、よろしく頼むよといふことに相なっております。

これは交付税でありますから、これよりも余計にやってくださっている県もあります。また、この交付税のところまで出さない県もあるんですね、はっきりいいますと。大体、関東の中でどことどこがこうだ、どことこの程度はこうだといふのも、委員各位、皆さんみな御承知だと思ひます。

そこで、もちろん文部省としては、これはもうつぶれるような高校がないように一生懸命に努力をせねばならない、当然のことだと思ひます。ただ、一緒にいって、都道府県の知事さん、あるいは県によって知事部局にあるところもある、教育委員会部局にあるところもありますから、よく相談して、その目的を達成できるようにできる限り努力をいたしたいと思ひます。

○高崎裕子君 時間がありませんであれですが、けれども、要するに急減問題といふのははや通常の問題ではなくて特殊な社会現象である。ですか

ら、過疎地の私学特別補助並みの急減期に対応する特別助成対策というものがどうしても必要ではないかというふうに考えるわけで、その点強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

(理事田沢智治君退席、委員長着席)

急減期というのは一方で、視点を変えれば、私学の劣悪な教育条件を改善したり進歩率を向上させる、四十人から三十五人学級を実現するいわば絶好のチャンスだというふうに思うわけです。そのために、文部省が四十から三十五人学級を実現しそれに見合う補助を行うとか、学級増の適正化、縮小に見合う助成を確立する、あるいは父母負担を軽減するための授業料の一律助成などを含めて、これはもう文部省の責任で対策をとっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

とつお含みおきいただきたいというふうに考えるわけでございます。

○高崎裕子君 時間ですので質問はもう終わりたいと思うのですが、四月六日の参議院の大蔵委員会で西岡文部大臣は、この点では推進の努力をしたい、基本的な検討が必要とも答えておられますので、ぜひその方向で進めていただきたいと思っております。

それで最後に、これは委員長に御要望なんですけれども、私学の問題というのは、今私がそのほんの一部ですけれども問題点を指摘もしてきたのですが、委員長自身が私立大学御出身ということで、大学も含めた私学の問題についてはもうよく御承知だとも思います。もう手をこまねいていられるような状態ではないと思いますので、文教委員会としてこの私学問題についての対策委員会をぜひ設置していただいて、集中審議をして意見をまとめるというような形で進めていただければと思うのでございますが、いかがでしょうか。

○委員長(柳川覺治君) 高崎委員のただいまの御提案につきまして、理事会においてまた皆さんと御相談していきたく思います。

○池田治君 年金法等の制度間調整法案が今国会に提出されておりますが、これによりますと私学共済組合も、最初は三十億、後で修正して二十四億を提出されるということのようでございます。我々が所属しております厚生年金におきましては、一般サラリーマンが積み立てた金を何で旧国鉄共済組合の救済のために出さなきゃいけないのか、どうしてもこの金は国もしくは国鉄清算事業団が支出すべきであって厚生年金から支出すべきではない、こういう声が多数でございます。私もその一人でございしますが、それにもかかわらず、私学共済におきましては気前よく三十億ないし二十四億、こういう金を拠出することに決定されている様子でございますけれども、これはどなたとどなたが協議されて、どういう根拠でこの最初の三十億という数字が出されたのか、これをお教え

願いたいと思います。

○政府委員(佐藤次郎君) ただいまお尋ねされました点でございますけれども、これは政府といたしまして、被用者年金制度間の負担調整をどう進めていくかということが年金制度全体の一元化の一つの大きな課題でございますので、これは各省庁間で話をいたしまして、そして各関係の審議会の御意見等も伺いました上で政府提案といたしまして国会に御提案をしたものでございます。

先ほどお話がございました私学共済の三十億円というのは、この政府提案によります被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法という、今、御提案して御審議をいただいている法案があるわけでございますが、この規定に基づく算定方式によりまして、これは政令で算定方式を定めて算出することになっていくわけでございしますが、厚生省の試算によりますと、平成二年度から平成六年度までの間の調整による収支見込み、五年間の試算でございますが、私学共済の場合五年間で平均三十億というものを拠出金として支出をする、こういうことになったわけでござい

これは衆議院の審議の結果この算定方式につきまして修正が行われたわけでございますが、この新しい修正に基づく算定方式によりますと、各被用者年金制度の拠出金がおおむね二割程度軽減をするということになったわけでございまして、したがって私学共済についても三十億のところ二十四億になったわけでございます。

また、当初五年間ということでございましたが、この期間につきましても修正がございまして、三年間の間にこの算定方式を見直しをする、こういうことになったわけでございます。そういうふう

に承知をいたしてございます。

○池田治君 根拠についてはわかりましたが、今高崎委員からもお尋ねのように、将来、児童生徒数が減少していく傾向の中で、現在の私学共済の年金財政、これは将来にわたって三十億近い金を出しても大丈夫やっていけるわけでしょうか。将来の見通しをひとつ述べてください。

○政府委員(佐藤次郎君) 私学共済の長期経理の見通しでございますが、先ほど来申し上げておりますように、現時点におきましては他の年金制度と比較いたしまして比較的安定した状況にある、こういうことが言えるのではないかと考えております。具体的に申しますと、昭和六十三年度の決算額の収支差が千四百五十三億の黒字となっております。累積額が一兆四千四百四十八億でございます。これを年金財政の将来見通しとして見てみますと、いろいろな条件があるわけでございまして、一定の仮定条件を置まして試算をしてみました。その仮定条件といたしまして、利率五・五%、年金改定率四%、消費者物価上昇率二%、それから今回提案をいたしております六十五歳支給を実現するということを含めまして、現在の掛金率をそのままに据え置くという前提で粗い試算をしてみました。私学共済の長期経理は平成二十年度に単年度収支が赤字となる、また平成三十二年度におきましては積み立てた保有資産をすべて吐き出し赤字になる、こういう長期見通しになるわけでございます。

当然のことでございますが、五年ごとにそれぞれ財政再計算をいたしまして掛金率について見直しを行っていくわけでございまして、ただいま申しました状況につきまして、仮に五年ごとに千分の十五ずつ掛金率を引き上げるということを考えた場合には、先ほど申しました平成三十二年度には掛金率が千分の二百八となります。それから平成五十二年度には千分の二百六十八、これが最終的な掛金率となりまして、以後、安定した年金財政が維持できる、こういう状況になっているわけでございます。

○池田治君 今回の改正案では六十五歳以上の教職員に対しても在職支給を提案されておりますが、提案理由の中で「私立学校教職員の雇用の実態及び厚生年金保険における取り扱いとの均衡」とありますけれども、「雇用の実態」というのと「取り扱いとの均衡」、この両点について御説明を

願います。

○政府委員(佐藤次郎君) まず私立学校教職員の雇用の実態について申し上げたいと思います。

私立学校共済組合の組合員の年齢構成でございますが、他の共済年金制度の組合員と比べてみて大変高齢者が多いというのが特徴でございます。

その中で、特に六十五歳で在職しているという方がほかの制度に比べてはるかに多いのでございます。具体的な数字で申しますと、約一万六千人の方が六十五歳以上で在職されておられる。他の公務員等について見ますとその数はごくわずかでございまして、最高裁の裁判官とかそういった方々に代表されるようなごくわずかの方々しかない。そういう意味で、私立学校教職員の雇用の実態ということから、六十五歳支給というのは非常に大きな課題となっていたわけでございまして、第二の点でございまして、厚生年金ににおける取り扱いとの均衡についてでございます。

厚生年金におきましては昭和六十一年四月の制度改正の際に、在職者についても六十五歳に達した時点で被保険者の資格を喪失させて年金を支給するということにいたしましたわけでございまして、私立学校の中には、昭和二十九年に制度ができました際に厚生年金に入っていたり健康保険に入っていたり、制度の切りかえの際に選択の道を設けたわけでございまして、この私学共済にその当時入らなかったという学校があるわけでございまして、この学校の中には、特に早稲田大学とか慶応大学とか明治大学とか、むしろ古い伝統を持った大きな大学がございまして、それ以来厚生年金に加入をしていないという状況にあるわけでございまして、そういう同じ私立大学の組合員の中で、一方において厚生年金で六十一年からそういう制度が発足をしたということになりますと、同じ私学の中で六十五歳以上の者は、厚生年金に加入している大学については支給される、私学共済に加盟している大学は支給されない、こういう不均衡が生じていたわけでございまして、この点につきまして私学の関係者から強い御要請があったわけでござ

います。また、国会の附帯決議におきましてもそういう御要請があったわけでございまして、私どもはそういう御要請なり国会の決議を受けてまして、今回、政府部内での制度についていろいろ話し合いをいたしまして提案をさせていただいた、こういう経緯でございます。

○池田治君 最後にお尋ねしますが、資金運用の面で、先ほど高木先生の質問に對して、一兆数千億の基金の六〇〇を国債並びに有価証券の利回り運用に充てておられる、こうおっしゃいましたが、国債はわかりませんが有価証券はどういうものを持たれておられるんでしょうか。まさかリクルート株は買っておられないと思いますが、お答えをお願いします。

○政府委員(佐藤次郎君) 保有資産の運用に当たりますと、国債とか地方債等の有価証券というのは約六割程度購入をいたしているわけでございまして、この中で主なものは政府保証債というのがございまして、そういうリクルート株というのは承知をいたしていないということでございまして、池田治君 リクルート株は元帳半分でございますが、投機用の株等もお買いになつていないんですよ。

○政府委員(佐藤次郎君) 私学共済におきましては、そういったことについては現在のところまだ購入していない、こういう実態でございます。

○池田治君 ありがとうございます。

○委員(柳川寛治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳川寛治君) 御異議ないと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、文化政策の拡充に関する請願(第三二九四

号)

一、義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(第三二一六号)

一、現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第三三三八号)

一、私学共済年金の改善に関する請願(第三三三九号)

一、文化政策の拡充に関する請願(第三三九七号)

一、大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実等に関する請願(第三三〇七号)(第三三〇八号)(第三三〇九号)(第三六一〇号)(第三六一一号)(第三六一二号)(第三六一三号)(第三六一四号)(第三六一五号)(第三六一六号)(第三六一七号)(第三六一八号)(第三六一九号)(第三六二〇号)

第三二九四号 平成元年十一月二十四日受理
文化政策の拡充に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市獅子目町三、〇五四 藤田芳文 外二百九十九名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一五六三号と同じである。

第三三二六号 平成元年十一月二十四日受理
義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一ノ六三 五ノ一五 塩野谷幸雄 外一万七 百九十七名

紹介議員 上野 雄文君
義務教育諸学校への学校事務職員の配置は、昭和二十八年の義務教育費国庫負担法の施行により学校運営に必要な制度として確立している。大蔵省は、昭和六十年度の予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度を本来的に見直す方針を明らかにした。その中に、学校事務職員、栄養職員の人員費の削減に関する項目があったが、この五年間、これらの人員費の削減は見送られてきた。それにもかかわらず、平成二年度予算編成において、この

問題が浮上することは必至の情勢にある。大蔵省が掲げる国庫負担制度見直しの中で、旅費・教材費・恩給費は既に一般財源化され、長期給付も平成二年度二分の一で決着した。残るは、共済費追加費用負担率の見直しと事務・栄養職員の人員費の一般財源化だけである。文教予算においても、教育改革による経費増をどう賄うかという深刻な事態に至っており、私たちは大きな不安を抱かざるを得ない。また、義務教育費国庫負担法から学校事務職員が外された場合、職の配置規制からも外れ、地方財政の差異により左右される不安定な状態になる。このことは、学校事務職員制度を根底から揺るがすことを意味し、全国の学校事務職員の身分・労働条件に重大な影響を及ぼすものである。今日、学校運営において、学校事務職員の果たすべき役割はますます大きくなりつつあり、むしろ、その制度の充実が求められている。ついては、この重大な制度改変を伴う措置に強く反対し、義務教育諸学校の学校事務職員を義務教育費国庫負担制度から除外しないための必要な措置を採らねばならない。

第三三三八号 平成元年十一月二十四日受理
現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願
請願者 長野県佐久市根々井五七四ノ一 佐藤利次

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第三三四五号 平成元年十一月二十四日受理
私学共済年金の改善に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡打田町西三谷六七 藤本定明

紹介議員 前田 勲男君
この請願の趣旨は、第三二七六号と同じである。

第三三九七号 平成元年十一月二十七日受理
文化政策の拡充に関する請願
請願者 横浜市長区いぶき野三九ノ八ノ五

○五 伊藤康治 外千四百三十七

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第三六〇七号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 愛知県愛知郡長久手町岩作中脇四ノ五 浅井峰雄 外三百四十六名
紹介議員 諫山 博君

現在、国・公・私立大学の学費は、家計を著しく圧迫している。高い学費を払えずに進学をあきらめる者や、進学できても、借金をしたりアルバイトを余儀なくされる学生が急増している。こうした事態は、憲法や教育基本法で定められている教育の機会均等の原則や国民の教育権を踏みにじるものである。ところが、政府はこのような事態を改めようとするどころか、毎年のように国立大学の学費値上げを行っている。また、こういった政策の背景には、高等教育の無償化をうたった国際人権規約A規約第十三条二項C号(高等教育は、すべての適当な方法により、特に無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする)について先進資本主義国の中で日本が唯一批准していないという重大な問題がある。そして、政府の高等教育政策は、今でさえ耐え難いほどの高学費に苦しむ国民・学生への過重負担の押し付けであり、容認できるものではない。また、学費値上げが軍拡政治と不可欠に結び付いていることは、一層許されぬものである。ついでに、国民・学生の生活を守り、大学を社会的・民主的に発展させるため、次の事項について実現を図られたい。

一、平成二年度の国立大学の授業料・入学金の値上げを行わないこと。また、国立大学の授業料に学部間格差を導入しないこと。
二、公立大学への国庫助成を大幅に増額すること。国会附帯決議に基づく私立大学への経常

費五十%助成を直ちに実現すること。

三、政府は、直ちに国際人権規約A規約第十三条二項C号を批准し、学費負担の軽減のための具体的施策を行うこと。
四、育英奨学金の受給者枠を拡大し、受給額を大幅に増額すること。また、昭和五十九年に導入された育英奨学金の有利子制度を直ちに撤廃すること。
五、大学にふさわしい勉学研究条件の改善を行うこと。
六、軍事費を削減し、文教予算の抜本的増額を行うこと。

第三六〇八号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 大阪府平野区喜連二ノ五ノ一二〇三 牧野淳 外二百八十名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六〇九号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 神戸市西区学園東町一ノ五ノ一〇五ノ二〇四 武田晴樹 外二百八十名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六一〇号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 京都市右京区常盤東の町六ノ五 小笠原貞子君 外二百八十名
紹介議員 小笠原貞子君

第三六一一号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 京都市北区衣笠総門町三ノ四ノ一〇 北明功 外二百八十名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六一二号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 大阪府柏原市河原町一ノ一ノ二〇八 山崎高平 外二百八十名
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六一三号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院西ノ庄向田町三三ノ五吉祥院ガーデンハイツ三四五 半田圭 外二百八十名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六一四号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

第三六一五号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 京都府相楽郡山城町平尾西方儀九

第三六一六号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市八幡台四ノ二三 東広治 外二百八十名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六一七号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 京都市上京区今小路御前西入紙屋川町 森山千春 外二百八十名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六一八号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 大阪府高槻市古曾部町二ノ六ノ一メゾン高槻五〇四 中村英紀 外二百八十名
紹介議員 山中 郁子君

○六 金城秀寿 外二百八十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六一九号 平成元年十一月二十九日受理
大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 京都市北区衣笠街道町一八中村 コーポ 吉田千佳子 外二百八十名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

第三六二〇号 平成元年十一月二十九日受理

大学の学費値上げ反対、育英奨学金の充実に関する請願

請願者 滋賀県大津市大平二ノ一二ノ三二

岡部幹子 外二百八十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三六〇七号と同じである。

平成二年一月八日印刷

平成二年一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P